

国連大学 人間と社会の開発プログラム研究報告

HSDRJE-88J/UNUP-489

技術の移転・変容・開発—日本の経験 プロジェクト

技術移転と金融制度研究部会

外国為替銀行の成立

斎藤 寿彦

限定配布



国際連合大学

著者略歴

斎藤寿彦（さいとう ひさひこ）

1945年 香川県に生れる

1974年 慶應義塾大学大学院商学研究科博士課程修了

現在 千葉商科大学商経学部教授

現住所 [REDACTED]

主要著作 「大正期の日本正貨政策史研究（I），（II）」（『千葉商大論叢』第16巻2，3号，1978年9月，12月）

「金融政策—政策金融を中心として」（北田芳治・相田利雄編『現代日本の経済政策』上巻，大月書店，1979年）

「外国為替相場論の生成」（渡辺平編著『マルクス金融論の周辺』法政大学出版局，1980年）

「金輸出禁止下の在外正貨払下げ政策—1920年代初期を中心としてー」（玉野井昌夫・長幸男・西村閑也編『戦間期の通貨と金融』有斐閣，1982年）

「第二次大戦前の外國為替論と横浜正金銀行論」（加藤俊彦編『日本金融論の史的研究』東京大学出版会，1983年）

この報告書は、国際連合大学の「人間と社会の開発」プログラムの枠組のなかで、同プログラムの「技術の移転、変容、開発—日本の経験」プロジェクトの一部として作製された。このなかに表明される意見・見解はすべて著者個人としてのものであって、必ずしも国際連合大学を代表するものではない。

「技術の移転、変容、開発—日本の経験」プロジェクトは、林武（アジア経済研究所）をコーディネーターとして、同研究所の協力のもとに推進されている。

アジア経済研究所

〒162 東京都新宿区市ヶ谷本村町42

Tel : (03)353-7501 Cable : AJIKEN TOKYO

国際連合大学

〒150 東京都渋谷区渋谷2-15-1 東邦生命ビル29階

Tel : (03)499-2811 Telex : J25442 Cable : UNATUNIV TOKYO

HSDRJE-88J/UNUP-489

©国際連合大学

1983年印刷

外国為替銀行の成立 齊藤 寿彦

目 次

I	諸外国の外国為替・貿易金融	2
II	横浜正金銀行設立前の外国為替・貿易金融	8
III	横浜正金銀行の設立	15
IV	御用外国荷為替制度の成立	19
V	横浜正金銀行の経営危機と再建	30
VI	御用外国荷為替制度の発展	39
VII	御用外国荷為替制度以外の為替業務改善策	50

I 諸外国の外国為替・貿易金融

外国為替とは異種通貨国間の正貨(金銀)を用いない決済方法であり、貿易および貿易外の支払の手段として用いられる。貿易金融とは直接輸出入に關係したすべての資金融通である。これには商品船積後対外支払期日までの、為替を利用した資金融通である為替金融と、為替金融の前段階または後段階の金融とがある。

国際金本位体制下の諸外国の外国為替・貿易金融(とくに為替金融)の構造の特色はどのようなものであったのだろうか。これを国際金融の中心国として発展した段階のイギリスについて最初に考察しよう。まず第1に、第1次大戦前のイギリスにおいて、外国為替業務は植民地銀行および自治領銀行(Colonial and Dominion Banks), イギリス系海外銀行(Anglo - Foreign Banks), 外国の銀行の支店、引受業者等によって取扱われたのである¹⁾。市中銀行ではミッドランド銀行が1906年に外国為替を取り扱い始めたものの、第1次大戦前にその額はわずかにとどまった。

第1次大戦前のイギリスは、諸外国に向かって積出す商品に対しては英貨(ポンド)のままで手形を取組み、英貨のままで資金を貸出した。外国間の貿易もイギリスで英貨で決済されることが多かった。したがってロンドンの市中銀行は、通貨の切替を伴なう外国為替の取扱をしなくても貿易金融を行えた。これが市中銀行が外国為替を取り扱わなかつた大きな要因である²⁾。為替業務は投機的であるとみなされていたこともその一因である³⁾。

第1次大戦前にロンドンの大銀行は、重役の派遣、資金援助、預金の受入、手形交換の代理などを通じて植民地銀行と間接的に結合し、外国為替業務と間接的に關係を持っていた⁴⁾。だが市中大銀行が本格的に外国為替業務を取扱うようになったのは第1次大戦後のことである。これが第2の特色であり、第1次大戦後の世界の貿易でポンド以外の貨幣で取引されるものが次第に増加してきたので、ロンドンの市中銀行が外国為替業務に進出したのである⁵⁾。これは戦時中の合同による市中銀行の資力増、諸外国の銀行の海外進出への対抗のためでもあった⁶⁾。

第3に、ロンドンでは割引市場が発達し、外国の手形を自由に割引く機関が完備していた。これがロンドンを国際決済、国際金融の中心地とさせる有力な要因となつたのである。

第4に、マーチャント・バンクを中心とする引受業者が発展していた。マーチャント・バンカーは、輸入商の依頼を受けて輸出業者に向けて信用状を発行して手形の

支払を引受けた⁷⁾。この手形引受もロンドンを国際金融市場の中心地とさせる有力な要因となったのである。

第5に、中央銀行であるイングランド銀行が為替相場調整政策を採用し⁸⁾、また間接的に貿易金融と関係を持った⁹⁾が、直接的、恒常的には同行は貿易金融に携わらなかったのである¹⁰⁾。

アメリカに関しては、第1次大戦前に、同国の貿易の国内産業に占める比重が低かった。また国法銀行(National Banks)は海外支店を設けることを厳禁されていたし、州法銀行(State Banks)も大部分はこれを禁じられていた。したがって第1次大戦前に民間銀行は殆んど海外支店を持たなかった¹¹⁾。手形割引市場も手形引受市場も発展していなかった。アメリカの外国為替・貿易金融はイギリスの金融機関に依存するところが大きかったのである。

だが1913年12月に連邦準備法が制定され、これに基づいて連邦準備銀行が設立されると、同行が貿易金融の面にも重要な役割を演じるようになった。すなわち同行は中央銀行であるが、直接的・間接的に貿易金融と関係を持ったのである¹²⁾。

連邦準備法の制定とその改正、戦時中の必要などを背景に、第1次大戦以降、国法銀行、州法銀行が外国為替業務に進出した¹³⁾。その多くは、ナショナル・シティ・バンク(National City Bank of New York)とかギャランティ・トラスト・カンパニー(Guaranty Trust Company)とかの直接取扱銀行を代理銀行として、外国為替を取扱っていた¹⁴⁾。

第1次大戦前にふるわなかつた貿易金融を専門とする銀行も1919年12月のエッジ法(Edge Act)制定以後設立が相次いだ。もっとも1929年までに関する限り、これは行詰りまたは買収によってすべてなくなっている¹⁵⁾。

外国銀行の支店もアメリカで為替を取扱った。だが外国銀行に対しては活動の制限が設けられていた¹⁶⁾。

連邦準備法成立以後、銀行引受手形割引市場が創設され、第1次大戦以後発展した¹⁷⁾。普通銀行等が手形割引を行ったが、割引業者も存在した。第1次大戦後引受専門業者(手形割引も行う)もあらわれた。第1次大戦以後ニューヨーク金融市場が国際金融市場として抬頭したが、その背景にはこのような発展があったのである。

ドイツの大銀行は、手形割引、当座貸越、引受等の手段で同国の輸出貿易を援助した¹⁸⁾。ドイツ銀行(Deutsche Bank)は早くから貿易金融に進出していた。だがドイツ大銀行の海外支店は20世紀初期には3店にすぎなかった。ドイツ銀行も1870年に設立された当時は貿易金融を主目的としていたが、80年代には外国の有

価証券引受に業務の重点を移し、90年代には国内産業と結びついた兼営銀行に転化したのである¹⁹⁾。

ドイツの外国為替・貿易金融とくに為替金融業務の特色は、これが主としてドイツ海外銀行(Deutsche Überseebanken)によって取扱われたことである。ドイツの大銀行は、ドイツ経済発展上有望と認められる地域に多くの場合協同で海外銀行を設立した。これは設立者であるドイツ大銀行ときわめて密接な関係を有していた。この銀行は形式上は独立の法人であり、その業務上生じた欠損についてドイツ本国銀行の受ける危険の程度は支店を設ける場合よりも少なかった。海外銀行は多くの場合協同出資であったから、ドイツの親銀行1行当たりの危険負担は少なかった。海外銀行は独立法人として土地の財政経済上の状況に適応して敏速に業務方針を変更することができた。海外銀行は外国に支店を有し、その国とドイツ本国との外国為替・貿易金融を行うことを主たる任務としたのである²⁰⁾。だがこのほかに本国の資金を海外に投資し、また自ら事業会社を経営して、かなりの長期金融を行っている。ただし第1次大戦後、ドイツの海外植民地の喪失と資本の喪失によって衰退していった²¹⁾。

ドイツの中央銀行であるライヒス・バンク(Reichsbank)はすでに第1次大戦前から外国為替売買操作を通じて為替相場が金輸出点に達するのを回避する政策を採用していた。大戦後も為替売買操作を行った²²⁾。1924年にはドイツ金割引銀行(Deutsche Golddiskontbank)が海外貿易、とくに輸出貿易促進のために資金を供給するものとして設立された。同行はライヒス・バンクの娘銀行として活動した²³⁾。

このように、独立国は独自の金融機構を有しながら外国為替・貿易金融業務を行った。それでは植民地・半植民地ではこれはどのように行われたのであろうか。この概要をインドおよび中国について考察しよう。

イギリス産業革命期にインドでは東インド会社自らが為替業務を行い、また東インド会社の代理商的存在であるエージェンシー・ハウス(Agency House)が同社の許可を得て外国為替を取扱っていた。エージェンシー・ハウスは貿易金融を行った。東インド会社の特許銀行として発足した半官半民の省立銀行(Presidency Bank)は外国為替の売買を許されなかったが、輸出商品の買取前貸または輸出商品生産者に対する短期運転資金の前貸を行った。産業革命後、イギリス本国産業の要請とシティの豊富な資金力を背景として、植民地銀行がインドに進出しようとしたが、上記の東インド会社やエージェンシー・ハウス、省立銀行はこれを阻止した。

だがこの植民地銀行進出阻止運動は 1851 年にインド政府に照会なしにオリエンタル銀行(Oriental Bank Corporation)に特許状が与えられたのを境に急速に弱体化していった。かくして植民地銀行がインドの外国為替・貿易金融(とくに為替金融)の中心機関となった。第 1 次大戦後は、イギリス市中大銀行もインドに進出してきた。インドではイギリス以外の国の銀行の支店も外国為替を取扱った。インドでは外国系為替銀行に対抗できるようなインド系為替銀行は発展しなかったのである²⁴⁾。

イギリス系植民地銀行とロンドンの大銀行は外国為替業務から多くの利潤を獲得した²⁵⁾。これらの銀行はイギリスからインドへの商品や資本の輸出を促進した。また、インドの金為替本位制採用後、インド省証券(Council Bills)や逆インド省証券(Reverse Councils)の売買を仲介して巨額の手数料利潤を収得した²⁶⁾。この売買操作はインドの為替相場の安定やルピー貨の通貨価値の安定に寄与したが、これはイギリス資本の利益につながっていた。これらの銀行の外国為替・貿易金融業務に使用する資金の一部として、インド内で獲得された預金が充当されたが、これはインド現地産業の金融逼迫をもたらした²⁷⁾。また、これらの銀行の存在がインド系為替銀行の発展を阻止したのであった²⁸⁾。かくしてイギリス系植民地銀行や第 1 次大戦後のイギリス大銀行の外国為替・貿易金融業務は、イギリスのインド支配の権力として機能したのである。

中国ではアヘン戦争後植民地銀行をはじめとする外国銀行が進出してきた。外国銀行は日清戦争後に発展した²⁹⁾。植民地銀行等の外国銀行は、中国の外国為替業務(為替・為替金融)を独占的に扱い、これから生ずる利益を獲得した³⁰⁾。外国銀行は為替相場を掌握し、これに基づいて金銀比価を金高に操作することによっても利益を収めた³¹⁾。外国銀行は各国から中国への製品輸出、中国から各国への原材料輸出を助長した。外国銀行は為替業務を基礎に中国への借款業務に従事し、とくに日清戦争後これを本格化した。これを基礎に政治にも支配的力を發揮するに至った³²⁾。多額の資金を有する外国銀行の進出は、中国の銀行業の対抗的発展を困難にした³³⁾。かくして植民地銀行をはじめとする外国銀行が中国支配の尖兵として機能したのである。

日本においては、明治初期には為替金融は外国銀行によって独占的に営まれていた。特殊銀行としての横浜正金銀行が設立されると、同行が外国銀行に対抗する銀行として発展を遂げたのである。明治期には台湾銀行、朝鮮銀行、一部普通銀行も為替業務を行ったが、その役割は小さかった。第 1 次大戦以後、普通大銀行が為替業

務に本格的に進出した。だが横浜正金銀行は依然としてこの分野で重要な役割を果していたのである。日本では割引市場や引受手形の発展は立遅れていた。第1次大戦後に日本銀行によるスタンプ手形および銀行引受手形の勧奨によって割引市場の育成が図られた。だがこれは大戦後の恐慌下で不振に陥っている。中央銀行である日本銀行は正金銀行に円資金を供給して同行の外国為替業務を助長した。同行は第1次大戦以後に台湾銀行にも円為替資金を供給したが、その額は正金銀行に対するものよりもはるかに少なかったのである。政府や日本銀行は、在外正貨を対外支払に用いて金の防衛に努め、第1次大戦後には輸入資金の調達や為替相場の維持のために在外正貨を払下げたが、在外正貨は主として横浜正金銀行に対して払下げられた³⁴⁾。

上述のことから外国為替・貿易金融の構造に関しては横浜正金銀行という特殊銀行の役割が日本では大きかったことが明らかとなる。それでは同行はなぜどのようにしてイギリスをはじめとする先進国の外国為替・貿易金融機関に対抗して成立し得たのであろうか。以下本稿ではこの問題を明らかにしたい³⁵⁾。

注

- 1) 植民地、自治領銀行、海外銀行の概念については次の文献を参照。E. Jaffé, Das englischen Bankwesen, Leipzig, 1905, SS. 60 - 65. 三輪悌三訳『イギリスの銀行制度』日本評論社, 1965年, 92 -101ページ。R. J. Truptil, British Banks and the London Money Market, London, 1936, pp. 166-67. 三輪悌三『イギリス植民地銀行の東南アジアにおける地位』アジア経済研究所, 1963年, 2 - 6ページ。同「香港上海銀行の100年」『金融経済』101号, 1966年12月, 35 - 41ページ。
- 2) 児玉謙次「日英米金融事情」(1929年)『金融研究会講演集(復刻)I』東洋経済新報社, 1973年, 66 - 67ページ。
- 3) 鎌谷茂善「インドにおける為替銀行」アジア経済研究所編『インドの金融制度』1962年, 255ページ。
- 4) 生川栄治『イギリス金融資本の成立』有斐閣, 1956年, 316 - 48ページ。三輪悌三, 前掲『イギリス植民地銀行の東南アジアにおける地位』39ページ。徳永正二郎『為替と信用』新評論, 1976年, 第6章。
- 5) 児玉謙次, 前出, 67ページ。三輪悌三, 前掲書, 39 - 41ページ。インドへの進出理由については鎌谷茂善, 前出, 255 - 56ページ参照。バークレイ銀行は1918年に海外活動のための銀行を設立した。Cf. Barclays Bank(D., C., O.), A Banking Centenary Barclays Bank (Dominion, Colonial and Overseas) 1836 - 1936, Plymouth.
- 6) 三輪, 前掲『イギリス植民地銀行の東南アジアにおける地位』39ページ。
- 7) マーチャント・バンカーは外債の発行も受けた。マーチャント・バンカーに関する邦語単行本としては今井清孝『マーチャント・バンカーズ』上巻・下巻, 東京布井出版, 1979年等を参照されたい。

- 8) イングランド銀行は第1次大戦前に金防衛のために金利引上による為替相場調節策を実施した。第1次大戦以後、為替売買操作による為替相場調節策をも採用した。Cf. D. E. Mo ggridge, British Monetary Policy 1924 - 1931, Cambridge, 1972, especially Chap. 8.
- 9) 通常はイギリンド銀行以外の銀行や割引業者が手形の割引を行い、金融が一般的に逼迫した時に最後の貸手としてイギリンド銀行が資金を供給した。
- 10) 児玉謙次、前出、62、66ページ。
- 11) 児玉謙次、前出、80-81ページ。戦前ロンドンに店を出していたアメリカの銀行はインターナショナル・バンキング・コーポレーション(1901年にコネチカット州の法律によってできた為替銀行)とギャランティー・トラスト・カンパニーの2行だけであった。
- 12) 銀行引受手形を一般市場で売買し、荷付外国為替手形をも加盟銀行の依頼で再割引した(児玉謙次、前出、82ページ)。
- 13) 連邦準備法は国法銀行の海外支店設置を許容した。ニューヨーク・ナショナル・シティ銀行はただちに南米6カ所に支店を設置した。1916年の同法改正で国法銀行は一定の条件下で外国銀行業務を営む米国銀行の株式を所有することを認められた。1917年の同法改正によって、準備局は命令をもってしても外国代理店または取引店を開設せしめ、かつ外国代理店または取引店を有しない他の準備銀行に同局の許可を得て、外国取引をさせることができるようになった(「列国ニ於ケル貿易金融改善ノ状況」1917年『勝田家文書』第44冊)。
- 14), 15), 16) 児玉謙次、前出、83、85-86ページ。
- 17) 第1次大戦前に商業手形市場が存在したが、「商業手形市場は、概して内国製造業および商業を金融するの傾向があ」った。「引受手形市場は原料品および食料品の移動、特に外国貿易におけるこれらの物品の移動を主として金融するものであ」った(W. R. Burgess, The Reserve Banks and the Monetary Market, New York, 1927. p. 134. 東京銀行集会所訳『準備銀行と金融市場』同所、1929年、156ページ)。
- 18) アンドレー・セニス「フランスニオケル海外貿易銀行ニ就テ」(1909年) 日本銀行臨時調査委員会訳、同委員会『臨時調査集』第2輯、1918年、108ページ。
- 19) 戸原四郎「金融資本成立期におけるドイツ・バンクの変遷」玉城肇・末永茂喜・鈴木鴻一郎編『マルクス経済学体系』下巻、岩波書店、1957年。
- 20) ジョージ・ディウーリッチ「外国ニ於ケル独逸銀行ノ発展情況概要 “L' Expansion des Banques allemandes à l'étranger”」、1909年、アンドレー・セニス「独逸ノ銀行と海外貿易」、1908年(両論文とも『臨時調査集』第2輯に翻訳が所載)。“Die deutschen Übersee-banken und ihre Geschäfte”, Blätter für vergleichende Rechtswissenschaft und Volkswirtschaftslehre, Berlin, 1908. リヒアルト・ローゼンドルフ演説、朝鮮銀行調査室訳「独逸海外銀行並ニ其業務」同行『別途調査』第3巻第2号、1914年2月。ディウーリッチによれば、海外業務を行うこの特殊銀行の直接の経営者はドイツ8大銀行であって、国家は直接これと関係しなかった。ただドイツの銀行が経済上の理由のほかに、政治上の理由から外国事業に投資をする場合に、銀行は直接または間接に国家の援助を受けることがあった(『臨時調査集』第2輯、68ページ)。
- 21) 楠見一正・島本融『独逸金融組織論』有斐閣、1935年、109ページ。
- 22) 田中金司「金本位制に於ける為替統制(其二)」『国民経済雑誌』第48巻第5号、1930年5月、64-67ページ。大蔵省理財局「諸外国に於ける金本位問題」同局『調査月報』第15巻特別第2号、1925年10月、144-45ページ。加藤栄一『ワイルド体制の経済構造』東京大学出版会、1973年、154、160-61ページ。

- 23) 楠見一正・島本融, 前掲書, 366 - 67 ページ。
- 24) 鎌谷茂善, 前出, 240 - 57 ページ。
- 25) A. S. J. Baster, The Imperial Banks, London, 1929, p. 230.
- 26) 小竹豊治「金融」満鉄東亜経済調査局編『印度概観』同局, 1943年, 674 ページ。
- 27) A. S. J. Baster, op.cit., p. 194. 三輪悌三, 前掲『イギリス植民地銀行の東南アジアにおける地位』34 ページ。
- 28) インド系為替銀行の設立が困難な理由については鎌谷茂善, 前出, 265 ページ参照。
- 29) 横浜正金銀行(田中徳義稿)『支那ニ於ケル列国ノ銀行政策ノ沿革及現状』同行, 1914年, 1 - 7 ページ。
- 30) 外務省通商局第二課編『支那金融事情』同課, 1925年, 192 - 93 ページ。
- 31) 浜下武志「資本主義=植民地体制の形成とアジアー1850年代イギリス銀行資本の中国進出過程」野沢豊・田中正俊編『講座中国近現代史』第1巻, 東京大学出版会, 1978年, 29 - 35 ページ。
- 32) 東亜経済研究所訳「支那に於ける外国銀行勢力の発展, 分布及其の影響」同所, 1940年, 2, 82 ページ所載の外国銀行についての結論を参照されたい。(同上書は中国が法幣を採用した翌年に中国で執筆されたもの訳)。
- 33) 外国銀行が中国の対外為替を操縦できる理由については上掲書, 58 - 67 ページ, 外国銀行が内国金融市场を支配できる理由については上掲書, 67 - 73 ページ参照。
- 34) 横浜正金銀行史の概観については土方晉『横浜正金銀行』教育社, 1980年を参照。
- 35) 本稿ではしばしば横浜正金銀行『横浜正金銀行史』および同『附録 甲巻之一』を用いるから, これらをそれぞれ『正金史』, 『正金史(附)』甲の1と略記する。本稿では1920年に作成されたこれらの復刻版(坂本経済研究所, 1976年)を用いる。

II 横浜正金銀行設立前の外国為替・貿易金融

1. 外国銀行の対日進出

1830年代に, 特許状(Royal Charter)を受けたイギリス系植民地銀行が設立され始めた¹⁾。1850年代に植民地銀行がインドや中国に本格的に進出してきた²⁾。植民地銀行をはじめとする外国銀行は1860年代に日本にも進出してきた。幕末期のその過程は次のようなものであった。

1853年にアメリカのペリー(M. C. Perry)が軍艦を率いて浦賀に来航し, 幕府に開国を要求した。翌年日本はアメリカと「日米和親条約」を締結し, 1858年(安政5)に「日米修好通商条約」を締結した。同年に日本は, オランダ・ロシア・イギリス・フランスとも通商条約を締結した。かくして1859年に横浜, 箱館, 長崎が開港され, 自由貿易が開始された。兵庫(神戸)は1867年に, 新潟は1868年に開港された。

開港場には外商が進出してきた。たとえば香港に本店をもつイギリスの貿易商社

ジャー・ディン・マセソン商会(Jardine, Matheson & Co.)が横浜開港と同時に同地に進出した³⁾。開港後しばらくして、外国人の永久居住が許される治外法権の居留地が開港場に置かれた。日本人が外国人を相手とする取引は、居留地内で日本商と外商の間という形で行われ、これを居留地貿易と呼んだ。実際には外商の手で商品が輸出入され、外商が開港場の商権を握っていた⁴⁾。

外国銀行の支店設立は外商の進出よりもやや遅れていた。外商の進出が不十分であり、中国と日本の間に定期航路もなく、ジャー・デン・マセソンやデント商会(Dent & Co.)のような大商社が香港や上海で金融上の手当をしていたためと思われる⁵⁾。

1863年3月にボンベイに本店を有するセントラル銀行(Central Bank of Western India)の支店長代理リッカビー(Charles Rikerby)が横浜に到着し、支店を開設した。同行が日本に支店を開設した最初の外国銀行であった⁶⁾。次いで同年4月にチャータード・マーカンタイル銀行(Chartered Mercantile Bank of India, London, and China)がひとりの紳士を派遣し、横浜に支店を開設した。同年10月にはボンベイに本店を有するインド商業銀行(Commercial Bank of India)が横浜に3番目の支店を開設した⁷⁾。1864年にオリエンタル銀行(Oriental Bank Corporation)が横浜に支店を開設した。ヒンドスタン銀行(Bank of Hindustan, China and Japan, Limited)も1864年に横浜に進出した⁸⁾。1866年5月には香港上海銀行が横浜に支店(Branch)を開いた⁹⁾。

1866年にはガーニー恐慌が発生した。同年にセントラル銀行、インド商業銀行、ヒンドスタン銀行が破綻して横浜から姿を消した。だがマーカンタイル銀行、オリエンタル銀行、香港上海銀行は生き残った。当時の外人商館の多くは中国に本店を有する商社の支店であり、それらの資金調達は上海からのドルの輸入や利益のある為替相場での中国宛手形の売却に依存していたが、外商は外国銀行からの金融も受けていた。外国銀行の主要な業務はロンドン、上海、香港手形の売買であった。外国銀行はまた日本銀貨を担保とする貸付も行った。この利子率は年6~10%であった¹⁰⁾。

1866年当時、日本の軍需品の購入は内乱のためか、それとも外国人の排除のためかはっきりわからなかった。利用できる為替業務の大部分は既存の外国銀行が獲得していた。日本の外国貿易の増大の見通しは依然として立たなかった。かくして慎重な態度をとったチャータード銀行(Chartered Bank of India, Australia, and China)は、未だ日本に支店を開設しようとはしなかった¹¹⁾。1867年にはパリ割

引銀行（Comptoir d' Escompte de Paris）が横浜に支店を設けた¹²⁾。

明治にはいると、ドイツ銀行が1872年5月に上海とともに横浜に支店を開設した¹³⁾。だが同行は銀価下落による打撃をうけた。ローゼンドルフによれば、「銀貨ノ下落ニ基ツク支那及ヒ印度地方渡リ為替相場ノ下落ハ独リ銀行ヲシテ該地ヨリ来着スル送金ニ於テ損失ヲ受ケシメタルノミナラズ該地ニ存スル全資金ヲシテ其価格ヲ減少セシムルニ至レリ加之茶及ヒ生絲ニ對スル投機売買行ハレ支那及ヒ日本市場ハ歐州製作品ヲ以テ溢ルゝニ至リ之レガ為ニ輸入業者ハ続々倒産シドイツ銀行ハ其抵当トナセル輸送貨物価格カ買入レタル手形額面価格以下ニ低落シ大打撃ヲ受クルニ至レリ而シテ當時ニ於テハ該地ニ居住セル独逸大商人ノ数ハ稍ヤ減少シタルヲ以テ從前ニ比シ一層多ク独逸人以外ノ外国商人ニ對シ取引ヲ開始セシモ之レ亦不結果ニ終」った。かくして1875年にドイツ銀行は横浜、上海支店を閉鎖した。そのために受けた損失額は43万6500マルクに達した¹⁴⁾。さらに当時ドイツの日中両国に対する貿易額が少なかったことや、ドイツ本国が「普仏戦後大発展ヲナサンガ為メ暫ク潜勢力ヲ養フニ忙シ」かったことも、横浜、上海からの撤退の原因と考えられる¹⁵⁾。

パリ割引銀行は、普仏戦争による打撃を受け、さらに銀価下落による打撃を受けた。同行は、アジアから後退していった¹⁶⁾。

かくして1870年代の日本では、オリエンタル銀行、香港上海銀行、マーカンタイル銀行が大きな役割を果していた。明治初期にはとくにオリエンタル銀行の役割が大きかった¹⁷⁾。だがオリエンタル銀行は、銀価下落による打撃を受け、また不動産抵当金融に深入りして、セイロン島コーヒー栽培業者やモリシャス島砂糖栽培業者への貸付が貸倒れとなり、没落過程をたどっていった。マーカンタイル銀行は、1866年恐慌の打撃を受けた後、手形期限短縮による顧客喪失、貸倒れや詐欺、東洋貿易不振のために業績があがらず、1879年には横浜支店を一時閉鎖した¹⁸⁾。かくして1880年当時には香港上海銀行が外国為替・貿易金融に指導的役割を果したのである。当時香港上海銀行の地位が横浜で非常に強まっていたので、チャータード銀行の代理店として活動した商社は、資金の送金を受けて適当な紙券への投資を待っていたのに、一枚のポンド手形も長い間買うことができなかつた¹⁹⁾。

1870年代も居留地貿易が貿易の支配的形態であり、居留地では日本商が輸出品を外商に売込み、日本商が輸入品を外商から引取る取引が行われ、商品は外商の手によって独占的に船積された。外国為替・貿易金融は外国銀行によって独占的に取扱われた。「外商は〔外国〕銀行の信用と資本力のもとに貿易活動の舞台をひろげ

ることができた」²⁰⁾。

邦商と外商との取引には不換紙幣は一切用いられなかった。日本の売込商は、外商に商品を売込み、その代金を洋銀(とくに当時東洋で貿易通貨として広く用いられていたメキシコ・ドル)または日本の銀貨(貿易銀、1円銀)で受取り、これを不換紙幣に売換えて内地の仕入先に支払った。日本の引取商は、外商から商品を引取り、その代金は、不換紙幣で銀貨を買入れてこれを外商に支払った²¹⁾。開港直後は上記金属貨幣が用いられたが、洋銀の品位が不統一なこともあり、洋銀の取引の不便をさけるために、外国銀行の発行する兌換券(洋銀券)が1864年以降内外人の取引に用いられるようになった。1876年頃には洋銀にかわって殆んどこれが用いられていた²²⁾。外国銀行は洋銀、洋銀券の供給者として大きな役割を果していた。

洋銀相場は主として貿易差額や铸貨の悪化や紙幣の減価によって変動した²³⁾。だが外国銀行が自己の利益のために洋銀相場を操作することもなくはなかったと思われる。とくに日本の輸入超過のもとで、外国銀行が洋銀の供給を適当に操作することによって洋銀相場を高めにして利益を得ることがある程度はできたようである²⁴⁾。

2. 直輸出奨励金融

横浜正金銀行創設前に、日本の外国為替・貿易金融が、外国銀行のなすがままに放置されていたわけではない。すなわちまず第1に、1869年(明治2)2月に貿易事務の管理を主目的とする「通商司」が設置され、このもとに「通商会社」および「為替会社」が設けられた。通商会社は日本の商人が一致協力して外国商人と折衝して、日本の貿易を発展させようとしたものであり、為替会社はこの通商会社に金融上の便宜を図る組織であった²⁵⁾。為替会社の中で横浜為替会社は洋銀券を発行したが、政府がこれを許可したのは、横浜商人に対して貿易金融の便宜を図るとともに、外国銀行の発行する洋銀券の独占的流通を排除し、外国人の手中にあった洋銀相場支配権を奪回しようとしたからである²⁶⁾。

だが通商司は1871年7月に廃止され、通商会社、為替会社は多くの損失を出して解散せざるを得なかった。為替会社が挫折したのは、政府の保護に甘んじて自立的基礎が薄弱であるとともに、当時の産業が著しく不安定であったからであろう²⁷⁾。ただ横浜為替会社だけは第二国立銀行として継続したが、同会社、銀行の発行した洋銀券は、外国銀行の保証によってはじめて流通しそう有様であった²⁸⁾。

次に1871年に新貨条例が制定され、本位貨幣は金貨とされ、また日本の貿易銀が铸造された。だがこれらは容易に洋銀、洋銀券を排除することができなかつた。

1871 年の廃藩置県断行以降、日本の商人による海外市場と直結した輸出入取引(直輸)の伸張を図る政策が、明治政府によって具体化されていった²⁹⁾。輸出が停滞ないしは減少に転じた 1875 年(明治 8)に至り、直輸出奨励政策が重要政策としてとりあげられるようになった³⁰⁾。これを具体的に言えば、まず同年に大久保利通内務卿が「海外直売ノ基業ヲ開クノ議」と題する建議を太政大臣三条実美に提出し、政府が出資して直輸会社を設立して直輸出を奨励し、商権の回復、貿易路の開拓を図ろうとした。また同年 10 月に大久保内務卿と大隅大蔵卿が「輸出物品ヲ以テ外債償却ノ儀ニ付伺」書を三条太政大臣に提出し、政府資金を貿易資金に充当して直輸出を奨励し、金貨の流出を防ぎ、外債償還の便宜を図ろうとし、これは商人の奨励にもなると主張したのである³¹⁾。もっとも、1875 年当時は直輸出は殆んどなく、また日本の金融機関はわずかで、外国為替金融を担当できる段階には達していなかった。したがって当時においては、政府が直輸出奨励のために財政資金を外国為替資金として民間銀行・会社に対して貸出せる可能性は殆んどなかった³²⁾。

1876 年末になると、貿易商が、直輸出発展のための財政資金融資を政府宛に上申するに至った。すなわち丹羽雄九郎および橋成彦の両貿易商人は、1876 年 11 月付で、国債寮に対して荷為替に関する願書を提出した。同月、国債頭の許可が与えられた³³⁾。かくして両名がアメリカ向輸出のために国債寮から荷為替資金を借り入れ、商品をニューヨークの委託販売人である佐藤百太郎に送り、この販売代金をニューヨーク領事館に納付する方法が創設されたのである。これは政府貸下金に依存した荷為替取組の初例と思われる³⁴⁾。1877 年 2 月には上記 2 商人は勧商局に「荷為替願」を提出した³⁵⁾。

1877 年 7 月 11 日には準備金取扱規則が改正され、政府が準備金の一部を海外輸出貿易業者に前貸し、その輸出商品売却代(外貨)を在外日本公使館領事館へ預入れさせる制度が成立した。なお政府は、公使館、領事館にこれを確実な外国銀行に預入れさせて保管させ、外国債元利金等諸支払にこれを充当している³⁶⁾。このように政府は、横浜正金銀行成立以前に、官営金融ともいえる直輸出奨励、正貨獲得のための荷為替金融を行っていたのである³⁷⁾。

1877 年以降、貿易業者である三井物産が、大蔵省の委託を受け、外国荷為替貸金業務を担当した。官営荷為替金融の一部が民間会社に委託されるに至ったのである³⁸⁾。

1879 年に至り、民間銀行が外国為替業務を開始した。すなわち 1878 年に開業した第百銀行は、はやくから生糸を中心とした海外荷為替金融を重視した³⁹⁾。原六郎

を頭取とする同行は、「海外輸出入ノ權衡ヲ得ザルヨリ理財ノ要点ヲ失却シ、且商業振起セザルヲ憂ヒ」⁴⁰⁾、海外荷為替取組を行おうとした。同行は1879年6月にニューヨークの佐藤組との間に米国輸出生糸荷為替を取組む契約を結び、当時ニューヨークに在留していた田代四郎氏を同行の代理人に指名し、同人に為替事務取扱を委託した。売捌かれた商品の代金は田代氏からニューヨーク領事館へ納付し、同領事館はこれを日本の商務局へ電信為替で送金し、同局を経て第百銀行が回収する計画を立て、同年9月17日に同局から許可された⁴¹⁾。また佐藤組との荷為替取組の件は、9月4日に大蔵省へ請願し、同月20日に許可された。これが日本の銀行で最初の外国為替取組と思われる。第三十三国立銀行も第百銀行と殆んど同時に、海外荷為替事業に着手した。同行も田代氏を代理に立てて荷為替取扱を委託しようとした。第百銀行と第三十三銀行は約定書を交換して共同戦線をはった⁴²⁾。

このように直輸出奨励のための金融が行われるようになったとはいえ、1879年当時は内商は日本の輸出の7.5%しか取扱っていなかった⁴³⁾。直輸出荷為替金融には限界があったのである。

注

- 1) A. S. J. Baster, The Imperial Banks, p. 2, Chap. III.
- 2) 石井寛治が個別銀行的視角からこれを詳細に論じている(石井寛治「イギリス植民地銀行群の再編—1870・80年代の日本・中国を中心に」東京大学『経済学論集』第45巻第1号、1979年4月)。以下同論文を石井論文(1)と略記する。
- 3) 石井寛治「イギリス植民地銀行群の再編—1870・80年代の日本・中国を中心に」(2・完)『経済学論集』第45巻第3号、1979年10月、26ページ。以下同論文を石井論文(2)と略記する。
- 4) 居留地制度は不平等性、従属性を持っていたが、外国資本の国内への進出を阻止して、外国資本の支配を最小限にいくとめる役割を果していた(海野福寿『明治の貿易』塙書房、1967年、19-25ページ)。
- 5) 1860年晩秋にチャータード銀行香港支店長(the manager of the branch)はこのような実情から、同行が日本に支店(agency)を開設するのは早すぎると同行重役に進言した(Compton Mackenzie, Realms of Silver, London, 1954, pp. 94-95)。
- 6) 佐上武弘「南蛮銀行渡来記(上)」『ファイナンス』第103号、1974年6月、44-46ページ。立脇和夫氏は『在日外国銀行』教育社、1978年、30ページではオランダのNederlandsche Handelmaatschappij が外銀の日本進出第1号となっていたが、同氏は後に自説を改められ、セントラル銀行が日本に進出した最初の外国銀行であることを認められた。同氏の「旧条約時代の外国銀行横浜進出状況(上)(中)(下)」「金融」第427-29号、1982年10-12月では外銀の横浜進出状況が解明されている。なおコリスの著書はセントラル銀行のことを“the Central Bank of Western India, London & China”と記しているが(M. Collis, Wayfoong, p. 44), これは誤植である(小島清「南蛮銀行渡来記」始末)『ファイナン

- ス』第194号, 1982年1月, 62-63ページ。
- 7) 佐上武弘, 前出, 46ページ。立脇和夫, 前掲論文(中), 18-24ページ。
- 8) 石井寛治, 前掲論文(2), 27-28ページ。
- 9) 佐上武弘「南蛮銀行渡来記(下)」『ファイナンス』第105号, 1974年8月, 53ページ。同行は前年の5月に横浜の商社を代理店に指名している(同上)。
- 10) C. Mackenzie, op. cit., pp. 96-97.
- 11) Ibid., pp. 96, 98-99.
- 12) André Liesse, Evolution of Credit and Banks in France (National Monetary Commission's publication), Washington, 1909, p. 123. 石井寛治, 前掲論文(1), 59ページ。branch, agency, sub-branch, sub-agency, agents, agent の区別については立脇和夫, 前掲論文(上), 17-18ページ参照。
- 13) 石井寛治, 前掲論文(1), 59ページ。
- 14) ローゼンドルフ演説, 前掲『別途調査』7-8ページ。
- 15) 横浜正金銀行(田中徳義稿)『支那ニ於ケル列国ノ銀行政策ノ沿革及現状』同行, 1914年, 101-02ページ。以後1889年に独亜銀行(Deutsch Asiatische Bank)が成立するまでドイツの銀行は, アジアに進出しなかった(同書, 102ページ)。
- 16) 石井寛治, 前掲論文(1), 59-60ページ。
- 17) 関山直太郎『日本貨幣金融史研究』新経済社, 1943年, 57ページ。佐上武弘「南蛮銀行渡来記(中)」『ファイナンス』第104号, 1974年7月, 36-51ページ, 前掲同(下), 46-51ページ。
- 18) 石井寛治, 前掲論文(1), 32-34, 40-42ページ。
- 19) C. Mackenzie, op. cit., p. 99.
- 20) 海野福寿, 前掲書, 60-62ページ。
- 21) 『正金史』3-4ページ。
- 22) 洞富雄『幕末維新期の外圧と抵抗』校倉書房, 1977年, 241-46ページ。
- 23) 1869-71年の洋銀相場の騰貴の主原因については, 入超による洋銀需要の増大に求める説(山口茂「日本金融史の一節」新庄博等編『貨幣理論と貨幣制度』251-52ページ), 交換通貨の品位の劣悪化に求める説(『横浜市史』第3巻下, 319ページ[洞富雄稿], 洞富雄, 前掲書, 223ページ)と, 紙幣の減価に求める説(岡田俊平『明治前期の正貨政策』86ページ)がある。1872-77年には洋銀相場は安定していた。1878年以降の洋銀相場騰貴については後述。
- 24) 『横浜市史』第3巻下, 1963年, 322-24ページ。洞富雄, 前掲書, 226-28ページ。
もっとも洋銀相場の騰貴は, 一面では輸入貿易に悪影響を及ぼすから, この点からその高騰が抑制されていた(上掲書参照)。
- 25) 明治前期の貿易政策については通商産業省『商工政策史』第5巻貿易(上), 1965年, 第1編(水沼知一稿)参照。
- 26) 洞富雄, 前掲書, 245ページ。
- 27) 白井規矩稚『日本の金融機関』森山書店, 1939年, 48ページ。
- 28) 洞富雄, 前掲書, 246ページ。
- 29) 岡田俊平「明治初期における貿易金融」『金融経済』第57号, 1959年8月, 20ページ。
- 30) 村上はつ「外資と民族資本—居留地貿易を中心として—」宮本又次・中川敬一郎編『日本経営史講座第2巻, 工業化と企業者活動』日本経済新聞社, 1976年, 203ページ。
- 31) 前掲『商工政策史』第5巻, 151-65ページ。

- 32) 伊牟田敏充「明治前期における貿易金融政策」安藤良雄編『日本経済政策史論』上巻, 東京大学出版会, 1973年, 62ページ。
- 33) 岡田俊平, 前掲論文, 23ページ。
- 34) 『横浜市史』第3巻上, 1961年, 640ページ(海野福寿稿)。両貿易商は国債局の貸下金の「御陰ヲ以テ是迄商業手広相成居」と勧商局への「荷為換願」の中で述べている(岡田俊平, 前掲論文, 23ページ)。
- 35) 岡田俊平, 前掲論文, 23-24ページ。
- 36) 『明治財政史』第9巻, 561ページ。
- 37) 岡田俊平, 前掲論文, 26-27ページ。
- 38) 同上論文, 27-28ページ。
- 39) 新井揆博「国立銀行と為替業務—第一百国立銀行を中心として—」法政大学『法政史学』第15号, 1962年, 200ページ。
- 40) 原邦造編『原六郎翁伝』上巻, 1937年, 333ページ。
- 41) 同上巻, 330-31ページ。明石照男・鈴木憲久『日本金融史』第2巻, 東洋経済新報社, 1958年, 41ページ。
- 42) 原邦造編, 前掲書, 331ページ。
- 43) 松井清編『近代日本貿易史』第1巻, 有斐閣, 1959年, 58ページ(原資料は東洋経済新報社『大日本外國貿易五十六年対照表』)。1879年の輸入で内商が取扱ったのは3.13%にすぎなかった(同上ページ)。

III 横浜正金銀行の設立

1. 設立の目的

前述の過程を経て、横浜正金銀行が設立されることになったが、まず同行の設立経過を述べよう。1879年に慶應義塾の福沢諭吉と大蔵卿大隈重信の間で、正金銀行設立計画が秘密裡に進められた。一方福沢の教えを受けた丸屋商店の早矢仕有的・中村道太らにも正金銀行設立の意向があった。福沢は正金銀行設立の中心人物となる者として、当時絶大な信頼を寄せていた中村道太を大隈に推薦した。1879年11月に中村道太・早矢仕有的ら23名の発起人が大蔵卿大隈重信宛に「正金銀行創立願」を提出し、翌12月11日、大隈は正金銀行の設立を許可した。同日大隈^{はやし}は太政大臣三條実美へ正金銀行設立許可に関する上申書を提出し、同月、発起人は株式募集に着手した。12月21日に中村は株主集会を開催し、会場で8名の取締役が選出され、互選の結果、初代頭取には中村道太、副頭取には小泉信吉がなることが決定した。かくして1880年(明治13)2月28日、横浜正金銀行が横浜で開業したのである¹⁾。

次に横浜正金銀行の設立目的について述べよう。横浜正金銀行は正金(金銀)取引

銀行として発足した。同行は、民間退蔵金(金銀)を預かり、これを貿易業者〔輸入品取扱業者〕に供給して内外貿易〔輸入品の引取など〕の便宜を図ることを直接的な目的としていたのである²⁾。同行の設立には、さらにこれによって邦商に便宜を与えて、外銀外商に握られていた日本の商権を漸次回復するというねらいが含まれていた³⁾。

銀供給は洋銀相場騰貴抑制につながると考えられた。洋銀相場騰貴抑制は貿易業者に便宜を与えるためだけでなく、とくに物価安定のために必要であると考えられ、大蔵卿大隈重信は貨幣政策として正金銀行の設立を促進した。大隈は1877年(明治10)の西南戦争以後の紙幣の濫発、紙幣の減価による洋銀相場や物価の騰貴を、産業の未発達に規定された輸入超過のための洋銀に対する需要増に基づくものとみなし、さらに投機によって洋銀騰貴が助長されたと考え、銀供給の増加によって洋銀相場騰貴、物価騰貴を抑制しようとしたのである⁴⁾。

大隈は、将来においては正金銀行を紙幣整理に寄与させるという意味からの正金銀行設立構想も有していた⁵⁾。だが1879年12月に同大蔵卿が正金銀行の設立を許可した際には、同行の兌換銀行券発行は許可されなかった。不換紙幣整理のための兌換券発行は、正金銀行設立時にはいちおう同行の目的からはずされていたといえる。

横浜正金銀行は正貨供給機関として設立された。前記の「設立願」や上申書には、横浜正金銀行の外国為替業務にふれられていないから、1879年11、12月当時には横浜正金銀行を外国銀行に対抗する一大為替銀行にする構想はなかったといえる⁶⁾。だが、1880年1～2月には発起人や大蔵省が、これまで外国銀行に独占されていた外国為替市場へ正金銀行が進出することに言及するようになってくる。発起人は外国為替の面からも、日本の商権を漸次回復することを意図するようになった。同行創設1カ月前の1880年1月に、大蔵卿宛に政府出資を求めて提出された「横浜正金銀行資本金御差加願」には、「当銀行ノ儀ハ…差向金銀貨幣ノ供給運転ヲ便ニシ務メテ内外貿易ノ間ニ介シ漸次外国為換ノ商権ヲモ恢復仕度」と述べられている⁷⁾。大蔵省は出資のための稟議書を2月6日に太政大臣宛に提出したが、この中には、「正金銀行ニ於テハ…歐米又ハ支那ノ各国ニ向テ盛ニ為換ノ事業ヲ開設シ、一ノ外国為換銀行トナサント欲スル等、当省ニ於テ将来大ニ望ヲ属スル所有之」と記されている⁸⁾。

もっとも横浜正金銀行発足当時には、外国為替業務は副次的業務と考えられていたのである。1881年1月9日の株主総会で、中村頭取ははっきりと「當行創立の

始に於て、我輩の目途は専ら内国の正金銀を聚合し、之を運転流通するを以て営業の主務とせんことを希望せし」⁹⁾ と述べている。政府出資は為替業務拡張よりも、後述のように内外人から正金銀行が信用を得ることを主眼としたものであったのである¹⁰⁾。

2. 創業資本金

正金銀行創設のための資本金はいかにして調達できたのであろうか。同行総資本金300万円のうち200万円は民間から出資された。設立願では銀行業者や華族などからなる発起人が、そのうちの100万円を出資することになっていたが、設立時に発起人が出資した金額は80.5万円であり、民間出資分の残りの部分は株式公募発行によって調達されることになった¹¹⁾。

正金銀行は国立銀行条例にのっとって設立されたから、資本金は開業前に半額を払込ませる必要があったが、これは困難であった。そこで発起人は、業務の進展に応じて資本を調達できることと、金融市場の金融逼迫を促進しないことを理由として、5回の株式分割払込みを1880年1月に大蔵省に願い出た¹²⁾。これは許可され、正金銀行民間株主は、1880年1月20日から9月1日まで、5回にわたって2割ずつ資本金を払込んだ。この高額面（100円）株式の分割払込みは、また株主の払込みを容易にして正金銀行の資本調達を容易にしたと思われる。

正金銀行の資本金は正銀で払込まれることになっていたが、銀騰貴のもとで正銀を急激に購入することは不便であり、また正金銀行が一時に多額の正銀を必要としなかった。このために民間出資金中の160万円は紙幣で払込まれた¹³⁾。これによつても正金銀行の資本調達が容易化されたのである。

正金銀行株式応募者の申込額は、民間出資予定額を50万円超過した。これは同行の創立が「当時の事情に適して、人気に投じた為であらう」¹⁴⁾。またこれは投資家層の存在を物語るものであり、民間出資資本金は、横浜をはじめとする全国の商人や銀行家などによって払込まれた¹⁵⁾。なお、このような民間株主が存在したことは、正金銀行が営利採算を追求する金融機関としての一側面を持つことを意味した。

正金銀行の営業は困難性が予想されたから、正金銀行発起人は、すでに民間株式応募申込金が目標額を上回り250万円に達しているにもかかわらず¹⁶⁾、正金銀行が政府の保護を受けて内外人の信用を得ることができるように、政府の出資を希望した。すなわち正金銀行頭取と副頭取になることが予定されていた中村道太と小泉信吉は、1880年1月、政府の出資を願い出た¹⁷⁾。正金銀行の意義を認めていた政府

は、「特別ノ保護ヲ加ヘ深ク内外人民ノ信憑ヲ得サシムルニ非ラサレハ完全ナル成果ヲ得難キノ事情ヲ考察シ」2月にこれを許可した¹⁸⁾。そこで正金銀行は民間応募超過額を「照会シテ便宜削減シ」た¹⁹⁾。政府は「準備金」の中から100万円を銀貨で出資し、政府(大蔵省)の出資によって、正金銀行は資金力を強化するだけでなく、とくに内外からの信用を強化することができたのである。

政府(大蔵省)の株式に対する配当金は、配当すべき1カ年の純利益が6%以下の場合には、民間株式の場合と同じ額が支払われたが、それが6%をこえた場合には、民間株式の場合とは異なり、配当率が6%にとどめられた。これによって残された純益金は別途積立金として積立てられることとなった²⁰⁾。別途積立金を正金銀行がとりくずして使用する場合には大蔵省の許可を要したが、ともかくも政府出資は正金銀行の積立金の増大にも寄与することになったのである。

政府出資は大蔵省の正金銀行管理官による正金銀行業務監視を条件としていた²¹⁾。政府出資の結果、同行は大蔵省管理官の監督を受けることとなった(定款第49条)。また政府(大蔵省)が大株主となり、必要があれば大蔵卿が正金銀行頭取を任免できるようになった(同条)。これらのことは、正金銀行が国家目的を遂行する金融機関としての一側面を持つことを規定したのである。もっとも株主発言投票権に関しては、定款第25条で株主発言権が持株数に比例しないように定められた。これは最大の株主である大蔵省の同行に対する発言力を抑制するものとして作用するものであった。

注

- 1) 『正金史』5-19ページ。原司郎「横浜正金銀行の設立とその性格」『横浜市史』第3巻下、1963年、494-511ページ。古沢鉾造「横浜正金銀行条例の制定と為替政策」渋谷隆一編著『明治期日本特殊金融立法史』早稲田大学出版部、1977年などを参照。
- 2) 『正金史(附)』甲の1、1、9-10ページ。
- 3) 『正金史』4-9ページ。洞富雄、前掲『幕末維新期の外圧と抵抗』282ページ。『福沢諭吉全集』第17巻、岩波書店、1961年、328-29ページ。
- 4) 岡田俊平『明治前期の正貨政策』東洋経済新報社、1958年、第4-5章、157ページ。洞富雄、前掲書、第3章。長幸男『日本經濟思想史研究』未来社、1963年、第3章。『正金史(附)』甲の1、10ページ。
- 5) 中村尚美『大隈財政の研究』校倉書房、1968年、第4章。
- 6) 『正金史』9ページ。
- 7) 『正金史(附)』甲の1、11-12ページ。
- 8) 大蔵省「準備金始末参考書」(1891年) 同省編『明治前期財政経済史料集成』第11巻の1、復刻版、明治文献資料刊行会、1964年、94ページ。以上上記資料集を『史料集成』と略記す

る。

- 9) 『正金史 附録』乙巻, 9 ページ。
- 10) 外国為替金融を重視する前田正名や松方正義の構想については『直接貿易意見一斑』(博聞社, 1881 年), 復刻版, 長幸男・正田健一郎監修『明治中期産業運動資料』第 2 集第 19巻, 日本経済評論社, 1979 年や古沢紘造, 前出, 78 - 79 ページや高橋誠『明治財政史研究』青木書店, 1964 年, 122 - 23, 131 - 32 ページ参照。
- 11) 原司郎, 前出, 516 ページ。
- 12) 『正金史(附)』甲の 1, 33 ページ。
- 13) 『正金史』18 ページ。紙幣でただちに金札引換公債証書を買入れておき, 正銀の必要があるに従って, この公債証書を抵当として, 政府から正銀の貸下げを受けることになっていた(同上ページ)。
- 14) 同上書, 11 ページ。
- 15) 原司郎, 前出, 518 - 19 ページ。
- 16) 横浜正金銀行「第一回半季実際考課状」(東京銀行『横浜正金銀行全史』第 1巻, 同行, 1980 年) 71 ページ。
- 17) 『正金史』12 - 13 ページ。『正金史(附)』甲の 1, 11 - 12 ページ。
- 18) 大蔵省, 前掲「準備金始末参考書」『史料集成』第 11巻の 1, 93 ページ。原司郎, 前出, 515 ページ。
- 19) 注 16) を参照。
- 20) 「横浜正金銀行定款」第 49 条では「配当金 6 分以上ニ至ルトキハ其以上ニ当ル金額ハ之ヲ当銀行ノ別途積立金ト為シ之ヲ大蔵省ニ上納セ」ずっと規定されているが, この場合, 大蔵省が 6 分の配当金を最大限受取れると正金銀行は解釈している(『正金史』第 44, 69 ページ, 『正金史(附)』甲の 1, 30 - 31 ページ)。
- 21) 『正金史』13 - 16 ページ, 『正金史(附)』甲の 1, 13 - 16 ページ。原司郎, 前出, 520 - 22 ページ。

IV 御用外国荷為替制度の成立

1. 輸出品に対する貸出の開始

横浜正金銀行設立後, 紙幣価値の下落, 紙幣に対する銀相場の騰貴がますます激しくなり, 市場における正貨(金銀)の利用はますます狭まり, 正金銀行は正貨取引を行うのが困難となった¹⁾。正銀供給による輸入の円滑化, 銀相場騰貴抑制という当初の目的を果すことができなくなった。

横浜正金銀行は, 茶, 生糸等の輸出品の売込商人に紙幣を貸出そうとして, 1880 年 5 月 18 日, 大蔵卿佐野常民(同年 2 月末に大蔵卿に就任)に「紙幣御貸下願」を提出した²⁾。大蔵卿佐野常民は同月 24 日にこれを許可し, 正金銀行は 5, 6 月に紙幣 50 万円を借入れた。かくして同行は政府からの借入金に依存して輸出品に対する貸出を開始したのである³⁾。なおこの貸出は, 他の銀行とコレスポンデンスを締結

し、内国荷為替事務を取扱うことも認められていた⁴⁾。

この貸出は直輸出奨励を目的とするものであった。「紙幣貸付手続」第1条では「此貸付ハ専ラ本邦輸出商ノ便益ヲ謀ルノ趣旨ナレハ確実ナル輸出物ヲ抵当トシテ輸出商へ貸付クヘシ」と規定されている⁵⁾。この直輸出奨励は貿易の均衡を図る上からも必要とされた⁶⁾。この貸出は国内産業を保護して輸出を増加させて銀を吸収して銀貨騰貴を防止するというねらいもあった⁷⁾。

「紙幣御貸下願」の冒頭では「當行営業ノ要領タル専ラ海外各国ニ係ル為替等ノ業務ニ從事シ彼我貿易ノ權衡ヲ調理スルノ目的ナル」と述べられている⁸⁾。1880年5月、當時正金銀行はまだ外国為替業務を行っていなかったけれども、同行はこれを重視するようになったのである。輸出品に対する貸出は「将来海外荷為替ノ途ヲ開クノ端初」となる⁹⁾。正金銀行の外国為替取組開始の前提としてもこれが求められたのである。

なお1880年6月に松方正義が「財政管窓概略」を太政大臣に提出したが、この中には新たに海外為替正金銀行を設立して直輸出業者の荷為替業務に便宜を与え、直輸出品売上代金の一部を在外銀行にとどめて蓄積せよという主張が含まれていた¹⁰⁾。だが当時の佐野大蔵卿は、在外資金の蓄積を主目的とする新正金銀行を設立しようとはしなかったのである。

ひとたび輸出品に対する正金銀行の貸出、紙幣貸出が開始されると、これが増加し、同行の紙幣取扱業務は恒常化した¹¹⁾。かくして正金銀行の性格は変化し、紙幣取引が同行の「一大要目」となり¹²⁾、輸出品に対する貸出が重要業務となつたのである。

2. 御用外国荷為替制度の成立

1880年5、6月頃から政府は、横浜正金銀行に直輸出荷為替業務を、独占的に取扱わせようと企てるようになったと思われる。すでに外国為替業務を開始している第一銀行と第三十三国立銀行が、外国為替業務を拡張しようとして、同年3月と6月に政府に援助を求めてきたのに対して、5月、6月に政府はこれを拒否している¹³⁾。しかも同年6月には太政官布告によって、正金銀行を通じないで行われてきた政府資金運用による荷為替金融方式そのもの(準備金貸付)が廃止されることとなつてゐるのである¹⁴⁾。

1880年7月に神戸支店を開設するなどして内地向業務を整備した正金銀行は、さらに進んで海外向業務に進出しようとした。8月に同行はニューヨークに出張員

を派遣して外国為替の方法調査に着手し、続いてイギリスへも行員を派遣する計画を立てた。同行への海外荷為替取組依頼が多かったけれども、これに応じるために同行の資金が不足していたので、同行は8月に外国為替資金の貸下を佐野大蔵卿に願い出た。同月に佐野は太政大臣三条実美に稟申書を提出し、10月に大蔵省が「預入金規制」を制定して、これに基づいて「準備金」の中から300万円を限度とする預入れを正金銀行に行った。この預金は「御用別段預金」と称された。この運用について規定した「別段預金運転規定」、その返還手続きを規定した「荷為替資金返納手続」が制定された。これらに基づいて正金銀行は政府の別段預金を資金源とする外国荷為替業務を開始した。かくして1880年(明治13)10月に「御用外国荷為替制度」が成立したのである。この御用荷為替取組によって、正金銀行の外国荷為替業務が開始されるに至ったのである¹⁵⁾。なお別段預金の預入金限度額は直輸出の増加に伴い、1881年7月に400万円に引き上げられた¹⁶⁾。

御用外国荷為替制度の直接的な目的は、1880年10月から1882年2月までは直輸出の奨励であった¹⁷⁾。この直輸出の奨励は、直輸出商の要求をうけいれてその便宜を図るだけでなく、外国為替業務の面から漸次日本の商権を回復するというねらいがこめられていた¹⁸⁾。中村頭取は1880年9月5日の臨時株主総会ではっきりと、外商外銀の外国為替独占打破を主張している¹⁹⁾。直輸出奨励は輸出入を均衡させるためにも必要とされた²⁰⁾。

直輸出奨励は上記の貿易上の観点だけから行われたものではなかったのである。佐野大蔵卿は輸出入を均衡化させて金銀貨の相場を安定させようとしたのである²¹⁾(もっともこれを御用荷為替制度の目的とすることは、8月の同卿から三条への稟申書以外には述べられていない)。また政府は直輸出奨励を手段として、在外公館諸費や外債償還金などの政府対外支払に必要な在外資金を獲得しようとしたのであり²²⁾、この獲得自体が同制度の一目的であった²³⁾。さらに、海外への送金事務をすべて外人に委託していたのを日本人が行えるようにすることも、正金銀行に御用荷為替を取扱わせた目的の1つであった²⁴⁾。なお御用荷為替制度には後述の正貨吸収による紙幣整理という目的も存在したと考えられるが、このことは8月の佐野から三条宛の稟申書にも初期の諸規定にも述べられておらず、当初は目的に占めるその位置は低く、後にその重要性を増大させたと考えられる。

上記の目的を有する御用外国荷為替制度、正金銀行のあり方は、前田正名の構想とは必ずしも合致しなかった。1880年12月、前田正名は「直接貿易基礎確定に関する三大要綱」を建議し、直輸出を奨励するために1,000万円の政府資金を無利子

で為替のために融資せよと主張した²⁵⁾。だが政府は、これほどまでに積極的な直輸出奨励のための金融的保護策は採用しなかったのである。

外国為替業務を行うために必要となる海外支店、出張所に関しては、1880年10月に正金銀行は、ロンドン、パリ、サンフランシスコ、ニューヨーク、上海等の各地に漸次支店または出張所を設置することをあらかじめ大蔵省に願い出、その許可を得た²⁶⁾。ここにイギリス、アメリカ、フランス、オーストラリア、中国、韓国、ウラジオストック等の各地に出張所、代理店を設置して外国為替業務を拡張する道が開かれたのである²⁷⁾。1881年1月に小泉信吉副頭取が欧米に派遣された。2月末～3月頃小泉はニューヨーク出張員が下宿の一隅で事務を執るのを改めさせ、ニューヨークのブロードウェイに出張事務所を開設させた。4月にロンドンに到着した小泉は、同行の一行員をロンドン出張員とし、その後ロンドンのビショップスゲート街に出張事務所を開設させて同年11月に帰国した²⁸⁾。

別段預金の運用に関しては、別段預金は海外直輸荷為替に対して貸出されただけでなく、生産地から輸出港までの直輸出品荷為替を取組むための資金としても貸出された。前者の海外荷為替は正金銀行自身が取扱ったが、後者の内地荷為替に関しては、同行は各地方銀行を同行代理店とみなして、この取扱を委託した²⁹⁾。正金銀行の内地荷為替に対する貸出は、地方銀行が直輸出品の荷為替を取組むのに要する資金の貸出と、直輸出品製造会社または製造人に対して、荷為替を取組むまでの前金を地方銀行の手を経て貸出すものとを含んでいた³⁰⁾。

政府の別段預金(1881年9月に「御用外国荷為替資本預金」と改称)に依存して、はじめて正金銀行は外国為替業務を行うことができたのである。すなわち正金銀行が1880年8月に「外国為替資金貸下願」を提出した時、同行は同行資本金を用いても輸出品の荷為替取組には足りないと主張しており、民間預金はこの資金源としては問題にもされていなかった³¹⁾。荷為替資金として政府が正金銀行に預入れた預金の残額は、1881年末において290万円であり、これは同年末の同行の資本・負債勘定の36%も占めていたのであった³²⁾。1881年6月末の正金銀行貸借対照表を考察すれば、荷為替資金として預けられた御用別段預金121万円に対して、海外直輸荷為替貸80万円、海外荷為替資金貸(地方各銀行向)41万円となっており、御用別段預金額と直輸荷為替に対する貸出金が一致し、後者が全く前者に依存していたことが明らかとなる³³⁾。

政府預金は単に外国為替資金源としてだけでなく、金利の上からも正金銀行の外国為替業務を支えたのである。別段預金の金利は「預入金規則」第4条によれば、

通常は年4%であり³⁴⁾、これは1881年8月まで継続した。これは東京当座預金平均年利と同じであったが³⁵⁾、「預入金規則」第11条によれば、政府が預入を廃止する場合は6カ月前に正金銀行に通知しなければならず³⁶⁾、1880年10~81年8月の東京における6カ月定期預金年率は7.25~8.00%であった³⁷⁾。したがって政府預金利率は、民間預金利率よりも低かったといえる。このため一般の貸付金利が平均13.30~14.60%に達していた当時において、正金銀行は外国荷為替貸利率を6%におさえることができたのである³⁸⁾。なお直輸出荷為替品をやむをえず内地（開港地）で売却する場合の金利は、預入金利は年6%であり、正金銀行貸出金利は8%以下であった³⁹⁾。

1881年7月に、正金銀行は直輸出奨励の主旨を徹底するために、開港場から海外にむけた直輸出品の荷為替貸金利引下と、荷為替を取組んだ直輸品の内地（開港地）売却に関する利子の引上とを大蔵省に上申した。前者に関しては、外国銀行の貸出金利がこれまで横浜正金銀行の貸出金利よりも低利であり、佐野大蔵卿は横浜正金銀行の直輸荷為替貸金利を外国銀行の金利よりも幾分低利にしようとしたのである。1881年8月、直輸出のための預入金金利を2~4%に引下げることを三条太政大臣が認可した⁴⁰⁾。同年9月、「外国荷為替資本預金運転規程」が制定され、「預入金規則」第6条で6%以下と定められていた正金銀行海外直輸荷為替貸金利は、4~6%に引下げられた⁴¹⁾。これによって、正金銀行が直輸荷為替貸出金利の面から、外国銀行に対抗できるようになったのである。直輸出品の内地売却に関しては、同行金利はこれまで内地普通貸出金利よりも大幅に低かった。8月にこれに関する預入金利を10%に引上げることを太政大臣が認可した⁴²⁾。だがこうなっても、正金銀行は内地の普通貸出よりも幾分低利で貸出せると佐野大蔵卿は考えていた⁴³⁾。なお前記の「運転規程」では生産地から開港場までに関する直輸出荷為替貸付金利は10~12%に引上げられた⁴⁴⁾。

政府の預入金の決済に関しては、横浜正金銀行が外国の輸入業者から取立てた輸出代金（外国公貨）を，在外公使館・領事館に納入し、この領収書に記載された金額を当日の横浜向為替相場で、日本の銀貨額に換算し、さらにこれを横浜の銀貨相場で紙幣に換算し、最初に預入を受けた金額および利子との過不足を大蔵省との間で授受した。この場合には正金銀行は貸出金の取立の責任は負ったけれども、為替相場変動に伴う危険は政府が負担したのであった。したがって、正金銀行は、為替リスクを回避するために外国為替の売却高と購買高とをつりあわせる（為替の出合をとる）苦労もなく、危険を回避しつつ外国為替業務を行えたのである⁴⁵⁾。

正金銀行開業以来 1880 年末までの 10 カ月間の純益金は 18 万 800 円であった。政府株式に対する株式配当率が民間株の場合よりも低く年率 6 % にとどめられ、同行は 7,100 円の別段積立金を計上できた⁴⁶⁾。1881 年上期の純益金は 153,256 円 であった。民間株配当率は 8 % であったが、大蔵省所有株配当率は 6 % にとどめられ、正金銀行は 10,000 円の別段積立金を計上できたのである⁴⁷⁾。

上述のように、横浜正金銀行は国家の保護を受けて外国為替業務を開始できたのである。

為替資金として用いるための政府預金は、もっぱら正金銀行に対して預入れられた。すなわち、1880 年 8 月 30 日に大蔵卿佐野常民が太政大臣三条実美宛に提出した「横浜正金銀行へ預ケ入金之議」においては、「現今各国立銀行其他ヨリ生糸其外輸出荷為換等ノ為メ新規拝借願出居候分トモ一切該銀行ニ於テ為取扱候様可致」と述べられていたのである⁴⁸⁾。これによって正金銀行が日本の金融機関中の独占的外国為替・貿易金融機関として育成されたのである。

初期の御用荷為替制度は、横浜正金銀行の荷為替業務を創設させたばかりでなく、これ以外の当初の目的をある程度達成させた。『横浜正金銀行沿革史』は、荷為替法が 1882 年 2 月に改正される以前の御用荷為替制度を批判する一方で、これを次のように評価している。「此荷為替金貸出ノ為メ大ニ内国商人ノ志氣ヲ喚起シ、本邦物産ノ増進及ヒ改良ヲ促シ、随テ海外直輸ノ道及ヒ海外荷為替ノ便ヲ開導シ、且ツ海外ニ於テ收得ノ為替金即チ其ノ地ノ正貨ヲ以テ政府ニ返納シタル金高百有余万円ニ上リ、而シテ政府ハ該金員ニ依リ多少外國ニ於テ仕払ヲ要スル費用ヲ支弁シ、復タ故ラニ本邦ヨリ送金ヲ為スノ不便ヲ避クルノ利益ヲ得タルコト亦疑ヲ容レサルナリ」と⁴⁹⁾。

だが同時に初期の御用荷為替制度は問題点を持っていた。為替荷物の検査が厳重でなかったために、貨物が粗悪になりがちであった。また荷物の送り先での取締方法が不完全であったため、販売が不規則となり、為替金返納が延滞した。さらに紙幣で貸付けた為替金は輸出品売却金(外貨)を時価で紙幣に換算して返納したから、紙幣の下落を利用する投機が生じたのである⁵⁰⁾。

3. 正貨吸収を主目的とする御用外国荷為替制度の成立

大隈重信は、1880 年 2 月末に大蔵卿の地位を同郷(肥後出身)の佐野常民に譲った後も、会計部担当参議として財政上の実権を握っていた。大隈は同年 5 月に至り、紙幣専用主義を改め、正貨通用主義を採用すべきことを本格的に主張するようにな

った。同年9月には、財政を改革して余裕金を創出し、これを紙幣消却原資に加え、さらに外国荷為替等によって正貨を購入して、消却原資の増加を図ることを提案した。大隈の立案した財政改革案は実行に移されることとなり、政府は殖産興業政策を転換して、紙幣消却のための行政改革を進めていった。1881年7月には大隈は、伊藤博文との連名で、紙幣消却によって通貨安定を図るための5,000万円の公債募集と一大正金銀行の設立を提起した。かくして大隈らの手によって本格的な紙幣整理が断行されようとしていたのである。だが1881年10月、「明治14年の政変」が勃発し、大隈、佐野が下野した。薩摩出身の松方正義が大蔵卿に就任し、大隈・伊藤案は瓦解したのであった⁵¹⁾。

松方正義は、内務卿時代の9月6日に、外債募集も辞さず、一気に貨幣制度を兌換制に移行させようとする大隈・伊藤案を批判する「財政議」を三条宛に提出していた。この中で松方は、外資導入に反対するとともに、まず「正貨を蓄積して、紙幣償還の元資を充実せしめ」るべきであると論じていた⁵²⁾。

松方正義は不換紙幣の整理を断行するためには、正貨の蓄積が必要であると考え、1881年11月、正貨獲得方法を論じた「準備金運転正貨増殖方略之議」を太政官へ上申した。この中で松方は、直輸出荷為替に保護を与えて、海外正貨を日本に吸収すべきであると主張したのである。輸出荷為替品としては、松方はこれまでの中心であった蚕糸や製茶以外に米穀も重視した⁵³⁾（内地で直接的に正貨を獲得できない理由として、上記上申書では内地商業の幼稚性、狭隘さをあげているが、『紙幣整理始末』では、内地現存の正貨や金銀産出量の少ないと、に税の自主権がないことをあげている⁵⁴⁾）。正貨の獲得は政府の対外支払手段（政府在外資金）確保のためにも必要とされた。かくして正貨の獲得・蓄積政策が推進されていったのである。

1881年12月には、正貨獲得を一層推進させるために「準備金規則」が改正された。8月の改正では、準備本部金中の紙幣で金銀を購入することが禁止されていたが、これが認められた（7条）。新規則第8条では「大蔵卿ハ外国荷為換其他ノ方法ニ依リ準備金中ノ紙幣ヲ内外ノ正貨若シクハ金銀地金ニ交換スルコトヲ勉ムヘシ」と定められた⁵⁵⁾。

正貨獲得機関としては、正金銀行が重要であった。「財政議」では日本中央帝国銀行を設立して正金銀行をこの一部局とすることが構想されていたが、これは実現されなかった⁵⁶⁾。だが正金銀行は、為替金返納延滞等の前述の問題点を持っていた。松方は正金銀行を正貨蓄積という目的を果すにふさわしい銀行に改造しようとしたのである。

その第1段階として、松方は1881年12月に従来の正金銀行管理官の廃止・特選(官選)取締役の設置を正金銀行に内命した。翌年1月の同行株主総会で定款第49条が改正され、これが実現した⁵⁷⁾。大蔵省や正金銀行の資料によれば、従来の経験から「實際ノ営業ト官吏ノ干渉トハ自ラ両立シ難キノ事情」あり⁵⁸⁾、官吏に銀行事務を管理させるよりも、民間の適任者を政府の代表者として取締役会に加えて置く方が時宜に適するから、官選取締役が設置されたとされている⁵⁹⁾。従来の経験とは、旧規定の上では、管理官の許可なしでは営業上の重要事項を施行できないとされて、管理官に絶大な権限が与えられていたにもかかわらず⁶⁰⁾、実際には官吏の手によっては銀行事務の内部に立入ってその厳重な監督をすることことができなかったということである⁶¹⁾。相馬永胤も、「管理官ト雖銀行内部ノ実況ヲ観破シ海外為替ノ危険ヲ予防スルコト能ハサリシ」と述べている⁶²⁾。従来は為替の取扱は一々管理官の許可を得て行っていたのが、新制度では取締役会でこれを決定できることになったが⁶³⁾、このことは正金銀行の大蔵省からの自立を意味しない。松方大蔵卿は、出資割合に応じて取締役総数の3分の1の取締役を任命し、この官選取締役を大蔵卿がいつでも更選進退でき、大蔵省所有株式が増減するときは、官選取締役の数もその割合に準じて増減すべきであるとした⁶⁴⁾。この官選取締役を通じて、後述のように正金銀行業務の実態調査を進め、正貨を確実に確保できるような業務を同行に行わせるために、正金銀行への大蔵省の監督を事実上強めたのである。

松方大蔵卿は1882年1月に、為替取扱の危険を除去するための御用荷為替法の改正を太政官に稟議し、同年2月13日にこれが許可された⁶⁵⁾。かくして1882年(明治15)2月、「預入金規則」に基づく別段預金の運用を規定した「別段預金運転規程」の後身である「外国荷為替資本預金運転規程」にかえて、「外国為換金取扱規程」(新荷為替法)が制定され、3月1日から施行されたのである。同規定第1条では「外国為換ハ大蔵省へ正貨ヲ収入スル為メ特ニ正金銀行ニ為替元金ヲ預ケ、銀行ニ於テハ此規程ニ拠リ外国為換ヲ執行スヘキモノトス」と規定されている。従来の御用荷為替制度は、貿易上の意義が重視されていたが、新制度のもとでも直輸出業者の奨励が、その独自の目的とされなかったわけではない⁶⁶⁾。だが、この新荷為替法のもとでは、正貨の蓄積が御用荷為替制度の主目的であり、直輸出奨励は主としてその手段にとどまることが明確になったのである⁶⁷⁾。ここに正貨獲得・蓄積を主目的とする正金銀行荷為替業務保護制度が成立したのであった。

前述の御用荷為替制度の弊害を改め、とくに政府が正貨を確実に獲得できるように、御用荷為替の取扱方法が新規定のもとで改正された。すなわち、為替荷物は横

浜正金銀行が厳重に検査することとなった。また為替荷物は送り先の領事館等が保管し、為替金が支払わなければ引渡さないことになった。さらに為替金の相場は、その取組の日にその時の相場で外国貨幣に換算されることとなったのである⁶⁸⁾。なお新荷為替法の取締規定は厳重すぎ、直輸業者の不便が生じたので、その後いくつかの例外が設けられ、直輸業者の便宜が図られている⁶⁹⁾。

政府在外資金が増大したために、その管理の正確さを期するために「海外預ケ金規程」が制定された。1882年3月に在外日本公使・領事館へこれが送付された⁷⁰⁾。

外国為替取組が軌道にのるにつれて、為替資金に不足をきたすようになった。松方は政府の正金銀行への預け金の限度を拡張するかわりに、1881年12月に、横浜正金銀行が内地荷為替業務を廃止して、400万円を限度とする預託金をもっぱら外国荷為替業務に充当するよう要請していた⁷¹⁾。新規定でこれが採用され、産地から輸出港までの内地荷為替の取扱いを正金銀行は廃止した。直輸出を奨励すると考えられたこの措置が直輸出に支障をきたすと、後述のように1883年6月に直輸出生糸について、9月には茶についても内地荷為替取扱いが復活した⁷²⁾。ただしこれは従来のままの復活ではなく、それは生産者に対する、荷為替取組前の前貸を含んでいなかった⁷³⁾。

前述のように、正金銀行の外国荷為替取扱方法が堅固な方法に改められた。これは正金銀行が破産して大蔵省に損失を与えた、また一般経済、とくに貿易に外国荷為替の面から〔悪〕影響を及ぼすのを防ぐためにも行われた⁷⁴⁾。このことは正金銀行の経営的基礎を安定化させる一要因となったと考えられるのである。

預入金の利子は無利子となり、正金銀行は政府の無利子預金に依存して荷為替業務を行った。これによって同行は外国荷為替貸金利を4~6%と⁷⁵⁾。内地金利に比して低く押さええることができたのである。

新制度のもとで手数料制が採用されている。この手数料制は、正金銀行の要請で幾度か改正された。1882年3月1日発効の新為替法では、為替料収入(利子収入)のうち、年2%に当る金額が手数料として大蔵省から正金銀行に支給され、為替料が増減する時は、手数料も増減することになっていた。同年5月26日以降も、為替料収入高の2%を大蔵省が正金銀行に支給したが、それ以降に取組んだ為替は、為替料が変化しても、手数料は変化しないことが認められ、正金銀行は安定した手数料を、制度的に得ることができるようにになったのである。同年9月20日以降は、これ以降に取組んだ為替について、正金銀行が為替取組高の2%を手数料として大蔵省から支給されることが認められ、為替料収入高に対するよりも有利な手数料収

入を正金銀行は得ることができるようになったのである⁷⁶⁾。

注

- 1) 『正金史 附録』乙巻, 9ページ。
- 2) 『正金史(附)』甲の1, 48 - 49ページ。
- 3) 同上巻, 50ページ。藤田正寛「為替金融の明治的形態—日本における為替銀行成立史論への一試論」『金融学会報告』VI, 1957年10月, 109 - 15, 119 - 20ページ。
- 4) 『正金史(附)』甲の1, 51ページ。
- 5) 同上巻, 50ページ。
- 6) 同上巻, 48ページ。
- 7) 同上巻, 49ページ。
- 8) 同上巻, 48ページ。
- 9) 横浜正金銀行『横浜正金銀行沿革史』(行内資料)第1編, 7ページ。なお, 以下同書を『沿革史』と略記する。
- 10) 岡田俊平, 前掲『明治前期の正貨政策』158 - 59ページ。古沢絢造, 前掲論文(『明治期日本特殊金融立法史』), 83 - 84ページ。
- 11) 『正金史(附)』甲の1, 53 - 55ページ。
- 12) 『正金史』24ページ。原司郎, 前掲論文(『横浜市史』第3巻下), 531 - 35ページ。
- 13) 原邦造編, 前掲『原六郎翁伝』上巻, 333 - 34ページ。
- 14) 岡田俊平, 前掲論文(『金融経済』第57号), 25 - 26ページ。
- 15) 『正金史』24 - 26, 31ページ。
- 16) 『正金史(附)』甲の1, 119 - 24ページ。
- 17) 同上巻, 63ページ。『沿革史』第2編, 68ページ。水沼知一「明治前期横浜正金銀行の外國為替金融」「土地制度史学」第15号, 1962年4月, 30 - 34ページ。
- 18) 『正金史(附)』甲の1, 56ページ。
- 19) 『正金史(附)』甲の1, 95 - 96ページ。
- 20) 同上巻, 56ページ。
- 21) 同上巻, 59ページ。水沼知一, 前出, 18 - 19, 31ページ。
- 22) 御用荷為替の仕組は, 政府が正金銀行に紙幣を預け, 正金銀行が荷為替証書をとってこれを輸出商に貸出し, 輸出商が輸出品の仕向地における売上代金を, その地の通貨で, 正金銀行出張員または代理人を経て, 日本の公使館, 領事館に納入するものであった(『正金史』27ページ。『正金史(附)』甲の1, 66 - 69, 75 - 89ページ)。
- 23) 『正金史(附)』甲の1, 67ページ。『集成』第11巻の1, 240ページ。加藤俊彦『本邦銀行史論』東京大学出版会, 1957年, 72ページ。
- 24) 『正金史(附)』甲の1, 67ページ。
- 25) 岡田俊平, 前掲論文, 31 - 35ページ。
- 26) 『正金史』29 - 30ページ。ただしフランスの出張所はパリでなくリヨンに1882年に設置され, 1900年に支店に昇格した(『明治大正財政史』第15巻, 65ページ)。
- 27) 『沿革史』第1編, 9ページ。
- 28) 『正金史』30ページ。『正金史(附)』甲の1, 109 - 15ページ。
- 29) 『正金史(附)』甲の1, 76ページ。海野福寿「直輸出の展開」『横浜市史』第3巻上, 1961年, 第2編第3章, 668 - 71ページ。

- 30) 水沼知一, 前掲論文, 20 - 21 ページ。
- 31) 『正金史(附)』甲の 1, 56 ページ。
- 32) 原司郎, 前出, 549 - 50 ページ。
- 33) 大蔵省『銀行局第三次報告(自明治十三年七月至明治十四年六月)』76 ページ。
- 34) 『正金史(附)』甲の 1, 61 ページ。
- 35) 渋谷隆一「明治前期の金利統計」『地方金融史研究』第 4 号, 1971 年 11 月, 85 ページ。
- 36) 『正金史(附)』甲の 1, 62 ページ。
- 37) 渋谷隆一, 前掲論文, 85 ページ。
- 38) 『正金史(附)』甲の 1, 62 ページ。海野福寿, 前出, 668 ページ。
- 39) 『正金史(附)』甲の 1, 61, 65 ページ。
- 40) 大蔵省「準備金始末参考書」『集成』第 11 卷の 1, 113 ページ。
- 41) 『正金史(附)』甲の 1, 128 ページ。
- 42) 『集成』第 11 卷の 1, 113 ページ。
- 43) 同上巻, 113 ページ。
- 44) 『正金史(附)』甲の 1, 128 - 29 ページ。
- 45) 『正金史』27 - 28 ページ。『正金史(附)』甲の 1, 67 - 68, 87 - 88 ページ。
- 46) 『正金史』29 ページ。民有株は 1 株につき 4 円 50 銭, 2 万株(額面総額 200 万円)に対し 9 万円の配当金が支払われた。同じ計算でいくと 1 万株(100 万円)の大蔵省株式には 45,000 円の配当金が支払われるはずであるが, 実際には 37,900 円の配当金〔年率 6 %とするとこれは 7.58 カ月分に相当する〕が支払われた(『銀行局第三次報告』78 ページ)。
- 47) 1881 年上半季に, 民有株 1 株につき 4 円の配当が行われたが, 大蔵省所有株に対し, 1 株 3 円, 総額 3 万円しか配当金が支払われなかった(同上書, 78 ページ)。同年下半季, 1882 年上半季ともに民有株配当年率 9 %に対して大蔵省有株のそれは 6 %であった(『銀行局第四次報告(自明治十四年七月至同十五年六月)』166 - 67 ページ)。
- 48) 『集成』第 11 卷の 1, 105 ページ。伊牟田敏充, 前出(『日本経済政策史論』上), 68 - 69 ページ。
- 49) 『沿革史』第 2 編, 68 ページ。
- 50) 『集成』第 11 卷の 1, 33, 240 ページ。
- 51) 中村尚美, 前掲『大隈財政の研究』, 182 - 88, 189 - 94 ページ。原田三喜雄『日本の近代化と経済政策』東洋経済新報社, 1972 年, 163 - 72, 175 - 76 ページ。大石嘉一郎『殖産興業』と『自由民権』の経済思想』長幸男・住谷一彦編『近代日本経済思想史 I』有斐閣, 1969 年, 58 - 60 ページ。東京銀行, 前掲『横浜正金銀行全史』第 1 卷, 85 - 89 ページ。『集成』第 11 卷の 1, 79 ページ。肥後和夫『準備金』をめぐる明治前期の財政・金融政策』井藤半彌博士退官記念論文集『財政学の基本問題集』千倉書房, 1960 年, 238 ページ。
- 52) 中村尚美, 前掲書, 195 ページ。大石嘉一郎, 前出, 60 - 61 ページ。原田三喜雄, 前掲書, 178 - 79 ページ。
- 53) 『正金史(附)』甲の 1, 130 - 33 ページ。
- 54) 『集成』第 11 卷の 1, 217 ページ。
- 55) 同上巻, 78, 80 ページ。伊牟田敏充, 前出, 75 ページ。
- 56) 古沢鉾造, 前出, 84 - 85 ページ。
- 57) 『正金史(附)』甲の 1, 133 - 36 ページ。
- 58) 『銀行局第十次報告(明治二十年中)』117 ページ。
- 59) 『正金史』34 ページ。『正金史(附)』甲の 1, 136 ページ。

- 60) 『正金史(附)』甲の1, 30ページ。
- 61) 1883年5月25日に松方大蔵卿が三条太政大臣に提出した内申書に、このことが具体的に述べられている(『正金史(附)』甲の1, 171ページ)。
- 62) 相馬永胤「横浜正金銀行ニ関スル意見書」(原稿、内容から1885年=明治18年作成と推定)
『相馬永胤文書』(専修大学年史編纂室所蔵)No.281。
- 63) 『正金史(附)』甲の1, 143ページ。
- 64) 同上巻, 134-35ページ。
- 65) 『集成』第11巻の1, 33ページ。
- 66) 『正金史(附)』甲の1, 144ページ。
- 67) 同上巻, 140-41ページ。高橋誠『明治財政史研究』青木書店, 1964年, 126-27ページ。
- 68) 『集成』第11巻の1, 34, 240ページ。『正金史(附)』甲の1, 144-49ページ。
- 69) 水沼知一, 前出, 24ページ。
- 70) 『集成』第11巻の1, 38-39ページ。
- 71) 原田三喜雄, 前掲書, 204ページ。
- 72) 『正金史』58-59ページ。海野福寿, 前出, 676-78ページ。
- 73) 水沼知一, 前出, 25-26ページ。
- 74) 『正金史(附)』甲の1, 171ページ。
- 75) 同上巻, 141ページ。
- 76) 同上巻, 142ページ。『集成』第11巻の1, 140-41ページ。『明治財政史』第9巻,
619-25ページ。

V 横浜正金銀行の経営危機と再建

1. 横浜正金銀行の経営危機

松方正義は大蔵卿に就任後、兌換制を確立するために紙幣整理に着手し、緊縮財政主義を採用し、これが不況を誘発した。正金銀行の得意先で破産するものが多くなった¹⁾。

新荷為替法制定当時、正金銀行は多額の取立困難な貸付金をかかえていた。この一因は旧荷為替法時代の中村頭取のもとでの同行の貸出が放漫であったためである。また同頭取は不良貸出の整理のための官選取締役の業務検査を妨げた²⁾。経理には明るく、日本における簿記会計学のパイオニアともいえる中村道太が放漫経営を行ったのは³⁾、ひとつには中村が商権回復のために、直輸商社を保護する考えを根強く持っていたからではないかと考えられる。また中村道太は、無欲恬淡な人のよい、他人を助けることに尽力する人物であったといわれている⁴⁾。後に田口卯吉は中村を「氏は任侠の性質に富み、且つ豪勇の胆に富める人なり、熟ら其の友人旧故の不幸若くは窮屈に際して力を致すを見るに、實に人をして敬服せしむる者少なからざるなり、譬へは故小松彰氏の遺孤に対して盡したるか如き、慶応義塾の為に義捐し

たるか如き、又た民間にありて政事に熱心せし人々をして其の志を遂げしめんと欲し盡したるか如き、決して尋常の人士の為すべからざる義侠心を有せり、蓋し一諾を重んじ、信義を貴ひ褒貶利害のために屈せざるの剛気は余輩今日此人に於て見るなり」と評している⁵⁾。一身を尊重し、自己と他人との間にひとつの限界を置く福沢とは異なる中村のこのような情に厚い性格は⁶⁾、銀行経営に関してはマイナスに作用したと考えられる。中村は松方大蔵卿によって経営悪化の責任を問われて、1882年7月に頭取辞任に追い込まれた。同月に副頭取から頭取に昇格した小野光景も、前任頭取の不都合を彌縫し、官選取締役の業務調査を妨害した⁷⁾。中村・小野頭取時代には松方大蔵卿の意向に反して、不良貸の整理が容易に進まなかった。

中村・小野時代には、正金銀行経営の健全化よりも、株主の利益が重視されたこともあった。すなわち両頭取は辞任直前に、経営悪化にもかかわらず、一部取締役の反対を押し切って、9%または8%(民有株)の配当率を決定した⁸⁾。

かくして横浜正金銀行は、1881年末から83年はじめにかけて、非常な苦況に陥った。額面100円の正金銀行株式は、1880年6月中には135円まで騰貴していたが、1882年9月中には89円にまで低落したのである⁹⁾。

このような経営危機に直面して、小野頭取時代に正金銀行救済策が取締役間で議論されたが、この議論は2つに分裂した。一方(甲派)の主張は「従来ノ如ク益々外國為替事業ヲ拡張シ、併セテ内地ノ事業ニ躍進シ、以テ今日ノ衰運ヲ挽回センコトヲ主張」するものであった。これは御用荷為替を是認するものであった。もう一方(乙派)の主張は「此際断然外國為替事業ヲ全廃シ、自今専ラ内国ノ事業ノミニ從事シ、以テ此ノ巨額ノ損失ヲ補充センコトヲ主張」するものであった。この乙派の主張は政府預金に依存した御用外國為替の謝絶を意図していた。乙派は正金銀行への政府干渉を排除しようとしていたのである。乙派は正金銀行の組織を官民に分離(資本金を政府払込株金と人民株金とに分離)することも主張した。これは正金銀行に「官府的習氣ノ浸入スルコトヲ避ケントスル」ことをねらったものであった。乙派は「本行創立ノ初メ発起人等多クハ…官府的習氣ノ民立会社ニ浸入スルコトヲ嫌惡スルヲ以テ、本行ノ創立ニ就テハ努メテ彼ノ御用紳商ト関渉スルコトヲ避ケ、専ラ地方富豪ノ輩ト相謀リ、全然商人的組織ニ依リテ本行ヲ設立シ、業務ノ処弁上ニ於テモ専ラ簡易質朴、所謂前垂主義ヲ以テ営業ノ大方針ト為サンコトヲ期セリ…発起人等ノ期スル所ハ固ヨリ政府ノ保護ハ单ニ保護トシテ之ヲ仰キ、而シテ之カ為メニ本行ヲ挙ケテ官府的ノ体裁ニ陷ラサラシメント欲スルニ在リシナリ、然ルニ熟ラ本行創業以来ノ状態ヲ觀ルニ、商人的ノ組織漸ク行内ニ行ハレス、之ニ反シ

テ官府的ノ風習漸ク行内ニ浸入シ，営業上ノ事大小トナク，一ニ官府的ノ体裁ヲ成スニ至レリ，是レ本行創立ノ精神ニ背馳スルモノナリ」と主張していた¹⁰⁾。小野頭取や一部の株主は乙派の立場に立っていた¹¹⁾。

明治14年の政変における、薩長派による大隈ら肥前派の政治権力からの追放、大隈という後楯を失った中村の松方から経営責任を追求されての頭取辞任以後¹²⁾、大蔵卿と正金銀行取締役の一部に人間的つながりが欠如していたことが、上記政府干渉排除論の背景にあったと考えられる¹³⁾。当時大隈らの組織した改進党と薩長政府とが対立しており、薩長政府との結びつきを回避しようとする乙派の主張は、この点では大隈派と共通する点を持っていたように思われる。なお『原六郎翁伝』は、1883年11月～84年1月頃に関する記述と考えられるが、「改進党と薩長派との政治上の対立が解けない以上、正金銀行における翁〔原六郎〕の勢力が薩長政府を背景として強まれば強まる程、大隈・三田派の妨害は執拗に続けられ、株券の投機的売買によって同行〔正金銀行〕の株式相場を惑乱せしめたり、或は翁に対する個人的中傷を試みたりして事々に反抗的態度に出たのであった」と記しており、薩長政府と結びつく正金銀行改革に反対の大隈派の存在を指摘している¹⁴⁾。

また、乙派は国家干渉を排除しようとした点では、三田の慶應義塾の福沢諭吉や福沢の教えを受けた人々とつながっていたのではないかと思われる¹⁵⁾。福沢は「明治14年の政変」と称せられる大隈重信下野事件勃発10日前の1881年10月1日に、明治天皇の東北巡行に従って旅行中の大隈宛に、正金銀行に中村らの大隈・福沢派以外の勢力が侵入するのを警戒する書簡を書き記して、これを書生に持参させていた¹⁶⁾。1882年1月に前述のように官選取締役制が採用されることとなると¹⁷⁾自由主義者福沢は、これを激しく批判した。すなわち大蔵省から正金銀行に下附された同行別段規則改定議案について、同行の当事者に与えた意見書において福沢は、これを廃案にすべきであると主張した。その理由として福沢は、大蔵卿が随意に取締役を選任すべきではなく、株主の一般投票の多数決で取締役を選ぶべきである、持株数が多くなるに従って投票権が殺がれている〔現行定款〕のは、大株式である大蔵省に不利なようであるけれどもこれは止むを得ない、大蔵省の都合で所有株数を増減し、また特選取締役の数もこれに準ずることにすべきではなく、株式の増減は全体の協議で決めるべきであり、大蔵省が一方的に持株を増加させれば、銀行は一局の官衛となり官立となると論じた。横浜正金銀行は私立銀行であるというのが、福沢の基本的立場であり、大蔵省は1万株の株主にすぎず、同省が保有株式を払下げてもよく、「本行ハ創立ノ其初ヨリ株主一同ノ精神ニ於テニ私立銀行ト信シタ

ルコトナレバ今更其精神ヲ変スル能ハサルナリ」と福沢は論じたのである¹⁸⁾。また前述の『原六郎翁伝』は、三田派(慶應義塾派)を薩長政府と結びつく原〔甲派の主張を採用〕の正金銀行改革に反対の勢力と位置づけている¹⁹⁾。

上記甲乙両派は当初は平和の觀を装っていたが、営業の欠損額が巨額に達するに及んで、顕然相対峙するものとなった。乙派の小野頭取らは正金銀行の平穏鎖店までも考慮した²⁰⁾。

巨額の欠損を生じた上に深刻な内部対立が発生し、正金銀行は「存立モ殆ト危機一髪ノ間ニ繋」ったのである²¹⁾。一般株主の中には正金銀行の命運を危惧し、所有株式を投売するものが少なくなかった²²⁾。正金銀行は倒産の可能性があったのである。

2. 原六郎の改革

松方大蔵卿は、正貨獲得機関として重要な役割を果す正金銀行の困難を放置するわけにはいかなかった。松方は1883年1月の小野頭取辞任後、白須退藏を第3代頭取に就任させ、実権を深沢勝興に付与させ、正金銀行改革を断行しようとしたが、深沢が病のために死去すると²³⁾、米英で経済学、銀行学を修め、銀行家としての名声があり、井上馨(長州出身)や沖守固らが推挙した第百銀行頭取原六郎を第4代頭取に就任させ、原に正金銀行改革を断行させることとした²⁴⁾。原は1883年(明治16)3月22日に第4代正金銀行頭取に就任した。

大蔵省は、正金銀行改革の第1準備段階として、4月に正金銀行株式を時価よりも高い相場で、6,414株を買上げることとし、原に反対株主の売却する株式を買収させた。同省はこれによって反対勢力を正金銀行から一掃し、行内の統一を図った。上述の株式買収には一般株主の売却株の買収も含まれていたから、これによって正金銀行株価の下落を抑止し、一般株主を安堵させることができた²⁵⁾。実際には後述のように、松方・原の路線に反対する株主は現存し、原に対する批判が続けられていくことになるのではあるが、ともかくもこの株式の大蔵省買入によって、正金銀行を内国金融機関化させたり、官民分離させたり解散させたりする動きは、ひとまず封じられた。かくして、正金銀行を外国為替金融機関として存続させていく主体的条件が、大蔵省によって整備されたのである。

正金銀行改革の第2準備段階として、同行の損失見込額を確定することが必要であった。原は続いて同行の損失見込を調査させたが、これによれば、同行一般貸付金の44.8%，内外荷為替貸の45.7%は損失と見込まれた²⁶⁾。

171万円に上る巨額の欠損金を償却するために原六郎は、正金銀行改革案を1883

年4月25日の臨時株主総会に提出し、これが可決された。原の改革案は、第1に、同行資本金の「本位」を銀貨から通貨〔紙幣〕に改め、正金銀行資本金の内、銀貨の分を当時の銀相場1円36銭で売却し、紙幣に転換してその差益見積額50万4,000円を得ること、第2に積立金及び別段積立金を紙幣に改めて、ことごとくこれを滯貸準備に組入れ、見積額18万6,600円を得ること、第3に正金銀行所有の金札引換公債を金禄公債と交換することを主内容としていた。これらによって消却できない一般貸付欠損見込金は、5年間でむだを省いて消却することとされた²⁷⁾。

原は5月29日に松方大蔵卿の承認を受けて改革を実行に移した²⁸⁾。松方から厚い信頼を受けた原六郎は、松方大蔵卿と絶えず意見を交換しながら、実行方針を決定したのであった²⁹⁾。原の改革は松方の不換紙幣整理策と深く結びついていた。すなわち不換紙幣整理が進めば、銀と紙幣の相場の開きが解消するから、銀を紙幣に改めてもよいと考えられたのであり、紙幣整理成功の前提のもとで銀貨の紙幣への転換が行われ、実際に正金銀行はこの転換による差益入手できたのである³⁰⁾。また金札引換公債と金禄公債とが交換されたのは、後者が利子高く、かつ抽籤償還の利益があるだけではなかった。紙幣整理のために発行された金札引換公債は、1881年10月27日の同公債発行条例改正で、元利とも正貨で支払うこととされ³¹⁾、その額面は銀貨と同価値とみなされていたが、これを正貨払の約束されていない金禄公債と引換えておけば、紙幣整理の結果銀紙の差異が消滅するという前提のもとで、同公債の市価の回復が期待できたからである³²⁾。

原六郎は株主総会に先立ち、大蔵省が銀貨を4月1日から20日に至る平均相場で、金札引換公債を原価で正金銀行から買取り、金禄公債を時価で正金銀行に売却する許可を同省から受けていた。改革案の議決後、正金銀行は所有銀貨や金札引換公債を大蔵省へ売却することによって、それらの相場を下落させることなく、政府から紙幣や金禄公債入手できたのである³³⁾。

正金銀行は同行所有積立金をすべて滯貸準備金に組入れたが、これだけでは滯貸準備金として不足したから、臨時株主総会に先立つ4月23日に、別段積立金を滯貸準備金に組入れることを大蔵省に願い出た。従来積立の別段積立金については、臨時総会決議事項の認可によって、今後別段積立金として積立てられるべきものについては7月4日に、同省から認可された。同行はこれによって滯貸準備金を厚くできたのである³⁴⁾。

別段積立金について補足説明をしておくと、前述のように、正金銀行は政府から特別の保護を受けて、政府(大蔵省)所有株の配当率を6%以下に制限していた。民

第1表 横浜正金銀行純益金処分表

年	純益金	役員 償与金	政府株 配当金	配当			金			積立			金			次季 繰越金
				年	同配當率	通常株 配當金	年	同配當率	通常株 配當金	別 積立金	(一 般) 積立金	配當 準備金	積立 金計	積立 金	積立 金計	
1880 (明13) 上	17,324	—	0	0	0	90,000	9 %	127,902	7,100	16,800	0	0	23,900	0	15,491	
81 (明14) 下	177,293	10,000	37,902	6 %	90,000	8	110,000	10,000	15,400	0	0	25,400	0	17,856		
82 (明15) 上	163,256	10,000	30,000	6	80,000	9	120,000	15,000	16,100	0	0	31,100	0	9,088		
82 (明15) 下	170,588	10,400	30,000	6	90,000	9	120,000	15,000	17,100	0	0	32,100	0	16,642		
83 (明16) 上	179,742	11,100	30,000	6	90,000	9	120,000	15,000	14,100	0	0	24,100	0	6,508		
83 (明16) 下	149,888	9,280	30,000	6	80,000	8	110,000	10,000	0	0	0	0	0	0	22,697	
84 (明17) 上	158,527	15,830	30,000	6	90,000	9	120,000	14	170,000	0	0	0	0	0	66,508	
84 (明17) 下	271,824	35,316	30,000	6	140,000	14	180,000	15	0	0	0	0	0	0	52,085	
85 (明18) 上	280,555	48,500	30,000	6	150,000	15	200,000	16	0	0	0	60,000	0	0	59,158	
85 (明18) 下	367,558	48,400	40,000	8	160,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
86 (明19) 上	—	—	—	—	160,000	16	200,000	—	230,000	50,000	50,000	280,000	0	43,441		
86 (明19) 下	582,341	58,900	40,000	8	160,000	—	200,000	16	210,200	—	169,000	40,000	0	—	—	
87 (明20) 上	523,166	53,100	40,000	8	160,000	16	200,000	16	210,200	—	270,000	60,000	0	330,000	80,772	
87 (明20) 下	691,138	70,166	40,000	8	170,200	16	—	—	—	—	80,000	70,000	0	150,000	57,801	
88 (明21) 上	643,390	64,339	1株につき旧株9円、新株3.375円、年18 %	—	371,250	0	—	—	—	—	100,000	100,000	0	200,000	65,841	
88 (明21) 下	788,841	73,000	" 10 円	" 5 円	" 20 %	450,000	0	450,000	0	52,000	—	—	52,000	0	24,378	
89 (明22) 上	576,378	50,000	" 10 円	" 5 円	" 20 %	450,000	0	450,000	0	46,000	—	—	46,000	0	26,174	
89 (明22) 下	477,474	45,300	" 8 円	" 4 円	" 16 %	360,000	0	360,000	0	44,200	—	—	44,200	0	19,667	

出所：横浜正金銀行『半季実際考課狀』第1回～第20回（1896年上半年、第13回考課狀は欠。その他の考課狀は、『横浜正金銀行史』資料、第1巻に所載）。

注：1. 政府所有株は1880年上季～84年下季は大蔵省所有株 85年1月以降は宮内省所有株。

2. 1885年上季は未記載。

3. 1887年上季に増資が行われ、通常株主が応募した。

有株配当率引上に伴い、1885年1月10日に定款第49条の別段規定が改正され³⁴⁾、84年下季から政府所有株に対する配当率も引上げられたが、配当率が6%以上になる場合には、民有株に対する配当率よりも低く抑えられた。このために配当せずに残った純益は、正金銀行の積立金に組入れられることとされた³⁵⁾。1884年下季に民有株配当率年率16%に対し、大蔵省株式配当率は第1表にみられるように8%(大蔵省半季配当受取金4万円)にとどめられ³⁶⁾、正金銀行はこれにより、4万円の積立金(滞貸準備金に振替)を得ることができた。1885年(明治18)1月以降、政府所有株(大蔵省国債局長名儀)は帝室財産に編入されたが、帝室所有株(内蔵頭名儀)に対する配当率も、1887年上季までは、6%以上となる場合は民有株配当率よりも低く抑えられた³⁷⁾。かくして正金銀行は積立金(1885年上季末の株主総会以前は滞貸準備金)を増加することができたのである。正金銀行の官民株式配当率が均一化するのは正金銀行の「基礎漸ク鞏固ニシテ、営業ノ状態亦漸ク健実トナ」った1887年下季からである³⁸⁾。

内外荷為替資金損失見込の処理は遅れていたが、1883年12月に至り、大蔵省は正金銀行からの借手に長期年賦償還させることを認可した。しかもその一部を無利子として借手の負担を軽減し、償還をやりやすくした³⁹⁾。かくして上記損失見込金は徐々に回収されることとなり、正金銀行はこの損失を免れたのである。

大欠損整理の見込がつき、正金銀行株価が漸次騰貴すると、大蔵省は、以前に一時的に買上げた正金銀行株6,414株を原価で原六郎を名儀人として正金銀行に払下げた。1883年11月に払下げられた1,414株は一部が同行社員一同に譲渡されたほか、残りが転売された。1884年1月に払下げられた5,000株は、1,000株が反対株主の手に渡らぬよう茂木惣兵衛に売却されることとなり、残りは原ら4人の重役が正金銀行から各10万円を借りる形で、全く正金銀行のためにこれを保有し、株式相場の騰貴をまって売却することになった。かくして大蔵省の正金銀行への正金銀行株払下によって、反対派の株式投機的売買による株式相場惑乱が防がれ、正金銀行株価が維持され、また同株価騰貴を待って、大蔵省の払下げた事実上の同行保有株が売却され、得られた売買差益が正金銀行に帰属したのである⁴⁰⁾。買収株券のその後の売却差益は72万2,000余円に及び、これは銀貨と紙幣との交換益45万5,000円、公債交換益35万5,770円よりもはるかに多かったのである⁴¹⁾。

上述のように原頭取のもとでの正金銀行は、松方大蔵卿下の大蔵省の支援を受けて正金銀行改革を進め、同行の経営を立直していくことができたのである。『正金銀行史』は同行が速やかに悲況を脱したのは「畢竟之を計画し、之を遂行するに当つ

て、終始松方候の指導を仰ぎ、且特に大蔵省の庇護を蒙った結果に外ならぬ」と述べ⁴²⁾、「大隈侯を〔正金銀行の〕生の母とし、松方候を再生の恩ある養育の母」とみなしている⁴³⁾。このような改革には反対株主らの批判があったが、松方・原はこの批判に対抗しつつ改革を断行した⁴⁴⁾。

正金銀行の行詰りからの脱却は、たんに国家からの援助のみによって可能となつたものではなかった。原頭取の経営は、あくまで堅実を旨とした。行員一同を引締めるために原頭取は、役員の俸給を減額し、その他の諸経費にも大節減を加えた。原は慎重に営業に尽瘁した⁴⁵⁾。松方は職務上掛け引き緻密なること、職務上取引厳酷なることを原の長所にあげている⁴⁶⁾。このような堅実な経営も正金銀行を経営危機から脱却させた要因であったといえる⁴⁷⁾。

松方大蔵卿や原頭取は、御用荷為替制度の改正も行った。これは原の正金銀行業務改善策を助けるものであった。これについては章を改めて論ずることとする。

上述の過程を経て、正金銀行は1885年(明治18)上季に大欠損の補填を完了した。同年7月10日の定例株主総会で、滞貸準備金を廃止し、51万円の積立金を置くことが決定された⁴⁸⁾。これにより同行の「基礎ヲ鞏固ニシ将来滋々世ノ信用ヲ厚ク」することができるようになった⁴⁹⁾。銀貨と紙幣の価格のひらきが殆んどなくなり、同日の臨時株主総会で正金銀行の資本金が「通貨〔紙幣〕本位」から「銀貨本位」に復帰することが決定された⁵⁰⁾。かくして原の改革による正金銀行の再建が達成されたのである。

注

1) 『正金史』39ページ。

2) 『正金史(附)』甲の1, 171-75ページ。

3) 中村の生涯については、小山喜久弥『福沢諭吉先生と豊橋一とくに中村道太について』豊橋三田会, 1960年, 小山伝三(喜久弥を改名)「中村道太と福沢諭吉—特にその交友関係に就いて—」神奈川大学『商経法論叢』XIII-4, 1963年2月, 95-128ページ, 高垣寅次郎「福沢先生と明治初期の金融制度」金融学会編『金融学会報告』VII, 東洋経済新報社, 1958年, 24-28ページ, 同「福沢諭吉の三つの書翰—中村道太の事蹟とその晩年—」慶應大学『三田商学研究』第4号, 1961年10月, 1-18ページ等を参照されたい。中村は1873年に日本最初の簿記文献である福沢諭吉訳『帳合の法』(慶應義塾出版局)を丸屋商社の經理事務に応用している(小山伝三, 前出, 99-100ページ。丸善『丸善百年史』上巻, 1980年, 100-05ページ)。

4) 中村が1891年6月の東京米商会所の公金消費事件にまきこまれ、失脚した後、全盛時代に友人達に金を貸付けて受取った総額60万円にのぼる借用証文を、「借りた本人も困っているから返せぬであろう、このようなものを残して置いては目障りになる」からと言って棒引して

反古として、襖に張込んでしまった(小山伝三、前出、109ページ)。

- 5) 『東京經濟雑誌』第578号、1891年(明治24年)6月27日、885ページ。小山伝三、前出、104ページ。
- 6) 小山伝三、前出、125ページ。福沢を経済的に助けた中村は、1892年(明治25年)頃、福沢との関係を絶ち切った(小山、前掲論文参照)。
- 7) 『正金史(附)』甲の1、172ページ。
- 8) 『正金史(附)』甲の1、152、156ページ。
- 9) 『銀行局第十次報告』119ページ。
- 10) 『沿革史』第1編、11-12ページ。
- 11) 『正金史』42ページ。
- 12) 『正金史(附)』甲の1、153-54ページ。
- 13) 原司郎、前出(『横浜市史』第3巻下)、556ページ。
- 14) 原邦造編『原六郎翁伝』中巻(1937年)38-39ページ。
- 15) 加藤俊彦、前掲『本邦銀行史論』、74ページ。
- 16) 『福沢諭吉全集』第17巻、468-69ページ。小山伝三、前出、108ページ。
- 17) 『正金史(附)』甲の1、134-35ページ。
- 18) 福沢諭吉「横浜正金銀行に関する書類」。卷紙に記したこの文書は、横浜正金銀行元取締役木村利彌門の手で保存されていたといわれ、現在慶應義塾大学図書館所蔵。この内容は白井規矩稚『日本の金融機関』(森山書店、1939年)82-83ページで紹介され、『福沢諭吉全集』第20巻(1963年)259-61ページに全文所載。
- 19) 原邦造編、上掲巻、38-39ページ。
- 20) 『沿革史』第1編、12-13ページ。『正金史(附)』甲の1、172ページ。
- 21) 『沿革史』第1編、12ページ。
- 22) 『正金史』42ページ。
- 23) 『沿革史』第2編、88ページ。『正金史』41、44-47ページ。
- 24) 『原六郎翁伝』上巻、第9章。同書、中巻、15ページ。
- 25) 『沿革史』第1編、13ページ。『正金史』48-49ページ。
- 26) 『正金史』49ページ。『正金史(附)』甲の1、174-75ページ。
- 27) 『正金史』50-52ページ。『正金史(附)』甲の1、159-62、167-69ページ。『原六郎翁伝』中巻、19-26ページ。原司郎、前出、557-60ページ。今田治弥「横浜正金銀行の設立」(渡辺佐平・北原道貴編『現代日本産業発達史』第26巻、「銀行」(交詢社出版局、1966年)145ページ)。葭原達之「横浜正金銀行における『連合的営業法』の創設と展開」(『経営史学』第13巻第3号、1979年6月)44-45ページ。
- 28) 『正金史(附)』甲の1、169-75ページ。
- 29) 『原六郎翁伝』中巻、40ページ。
- 30) 本章注27参照。
- 31) 中村尚美、前掲『大隈財政の研究』191ページ。
- 32) 『正金史』51ページ。
- 33) 『原六郎翁伝』中巻、29ページ。『正金史(附)』甲の1、169ページ。
- 34) 『正金史』56-57ページ。『正金史(附)』甲の1、175-76ページ。
- 35) 『正金史』70ページ。横浜正金銀行「第十一回半季実際考課状(明治十八年上半季)」復刻版、『横浜正金銀行史資料』第1巻、坂本経済研究所、1976年、1-2ページ。
- 36) 正金銀行「第拾回半季実際考課状并諸報告表(明治十七年下半年)」『正金銀行史資料』第1

- 卷, 101 ページ。
- 37) 『正金史』 70 - 71, 96 ページ。
 - 38) 『沿革史』 第 1 編, 46 ページ。
 - 39) 『銀行局第十次報告』 125 - 26 ページ。『正金史(附)』 甲の 1, 268 - 78 ページ。
 - 40) 『原六郎翁伝』 中巻, 38 - 39, 51 - 59 ページ。『明治財政史』 第 13 卷, 847 ページ。
 - 41) 『沿革史』 第 2 編, 89 ページ。
 - 42) 『正金史』 80 ページ。
 - 43) 同上書, 90 ページ。
 - 44) 『原六郎翁伝』 中巻, 38 - 39, 48 - 51, 57 - 58 ページ。
 - 45) 『正金史』 59 ページ。『原六郎翁伝』 中巻, 47 - 48 ページ。
 - 46) 『原六郎翁伝』 中巻, 51 ページ。
 - 47) 『正金史』 59 - 60 ページ。
 - 48) 同上書, 77 - 79 ページ。
 - 49) 『正金史(附)』 甲の 1, 263 ページ。
 - 50) 同上巻, 279 ページ。

VI 御用外国荷為替制度の発展

1. 新御用荷為替制度の部分改正

前述のように、正金銀行の欠損金の処理が行われる一方で、松方大蔵卿は原頭取の要請を受入れて、御用荷為替制度の一部を改正した。外国人為替取組制度成立以前の改正は次のとおりであった。

1883 年 4 月 2 日に、正金銀行の原頭取は、直輸出奨励のために、荷為替貸金利を 4 % に引下げるよう、松方大蔵卿に申請した¹⁾。同大蔵卿は翌月 4 日に、生糸および茶に限定して、為替貸金利を 4 % という低利に引下げるることを許可し、5 月 15 日以降、これが実施された²⁾。生糸・茶に関する輸出荷為替貸金利の引下によってそれらの直輸出の増加が図られたが、これは正金銀行の荷為替貸を増加させることにもなるはずであった。

1883 年になると、紙幣整理の影響が深刻となり、内地金融が逼迫化すると、1883 年 6 月 14 日に原頭取は、生糸直輸出奨励のために、松方大蔵卿に海外直輸出生糸に対する内地為替取組の再開を求める願書を提出し、同月にこれが許可された。かくして正金銀行の内地荷為替取組が再開されたのである³⁾。これは生糸の直輸出を奨励しようとするものであったが、またこの再開によって、正金銀行が旧規定によって取組んだ内地荷為替金の延滞金の取立の便宜を図ろうとするものでもあった⁴⁾。1883 年 9 月には茶についても、正金銀行は内地為替取組を許可された⁵⁾。

横浜正金銀行の原頭取は、1883年4月2日に松方大蔵卿に対して、大蔵省が外国荷為替貸金利をそっくり同行に支給するよう要求した⁶⁾。これが大蔵卿によって許可され、14日に正金銀行に指令された。すなわち1882年3月以降83年5月14日以前に取組んだ外国為替の打歩(利子)がイギリス・オーストラリアに関しては年5%，アメリカその他に関しては6%の割合で大蔵省に入っていたのが、ことごとく正金銀行にこれが支給されることになり、以前に支給されていた2%の手数料は大蔵省に返納されることとなり、1883年5月15日以降、これが実施された。なお同日以降、直輸出奨励のために生糸・茶に限り、為替利子率は年4%に引下げられ、その収入利子もすべて正金銀行に支給された(無手数料)⁷⁾。このような改正は同行に有利であり、これは同行の便宜を図るものであったといえる。同行へのこの利子支給は、直輸出為替に関する限り、1885年12月に正金銀行のすべての為替取組に対して、取組高の2%の手数料が支給される(1882年3月以来の既述の5種類の為替手数料に関する取扱方法はこれに統一される)まで継続している⁸⁾。

だが、上記の施策を含む正金銀行の直輸出奨励金融にもかかわらず、直輸出は容易に伸張しなかった。とくに明治10年代後半(1883～86)に直輸出商社の経営はきわめて困難な状態に陥った。直輸出は1884年、85年と減退をたどっていった。したがって正金銀行の直輸出為替取組高も1884年、85年と減少し、同行の収入にも限界があった⁹⁾。

2. 外国人為替取組制度の成立

日本の貿易は居留地貿易が支配的であり、外国商人を相手として外国為替業務を行ってこそ、同行が外国為替業務を拡張することができた。これによって「海外為換の権を占むる」ことができ¹⁰⁾、また輸出為替手取金として正貨、外貨を獲得することもできた。

外商との外国為替取組は、これまで外国銀行によって独占的に取扱われてきた。だがマーカンタイル銀行が困難に陥り、正金銀行設立の前年の1879年に一時横浜支店を閉鎖し、同年までにオリエンタル銀行は前述の要因によって、殆んどの準備金を失って無能力となっていた¹¹⁾。セイロンのコーヒー生産が黄葉病による打撃を受けたことも同行の貸付金回収不能をもたらし、オリエンタル銀行の経営危機をもたらしたと考えられる¹²⁾。オリエンタル銀行の営業状態が危険性を孕んでいるという噂も1883年にはその筋の人々の耳に入っていた¹³⁾。またその他の在日外銀も資金が不足していた。すなわち1883年に「外国各商館並ニ銀行ニ於テ金融極メテ逼

追當行〔横浜正金銀行〕へ為替ヲ依頼致旨申込候申込候者」が少なくなかった¹⁴⁾。

原頭取は「時期こそ致れり」と 1883 年 8 月初旬頃から外国商人に対する荷為替取組開始の計画を練った¹⁵⁾。同年 10 月 24 日に原頭取は「外国人為替取組ニ付伺」書を松方大蔵卿宛に提出した。この上申書において「好時機ヲ失ハス彼等〔外国人〕ノ依頼ニ応シ候ハ、往々外國為替拡張ノ基トモ相成可申且外國ニ於テ収入スヘキ金額モ増加可致」と主張した。同月 30 日、松方大蔵卿はこの出願を認可し¹⁶⁾、かくして正金銀行は外國銀行の力の弱まった機会を利用して、外国人為替取組を開始するに至ったのである。

堅実経営方針をとる正金銀行は身元確実で信用できる外商だけを相手に為替を取組み、外国人為替は支払延滞の憂いがなかった。しかも、この為替の抵当物が外國に到着すると、ただちにこの為替手形は外國で割引され、荷物が引取られ、正金銀行は支払期限以前に為替金の支払を受けた¹⁷⁾。かくして外国人荷為替取組開始後、この取扱高は増大した。外国人為替取組の前途は有望であったのである。

松方大蔵卿は正貨の吸收、外國為替権の回復を図ろうと考えていた。前者に関しては、前述のように松方大蔵卿は紙幣整理政策を推進していたが、このためには紙幣の正貨(金銀とくに銀)との交換消却のために、政府が正貨を国内で蓄積しなければならなかった。政府は準備金中の紙幣を正金銀行に預入れ、同行に外國荷為替を取組ませ、輸出為替手取金(外貨)で返納を受け、これを日本に現送しようとしたのである。しかも正貨の獲得は外債利払・軍艦代その他の各庁經費などの政府対外支払上からも必要だったのである¹⁸⁾。とくに 1882 年以来の軍備拡充計画に伴って、海軍艦艇等の代金の対外的支払が増大したことがこの必要性を高めたのであった。これについてさらに述べれば、松方大蔵卿は紙幣整理のための財政整理を断行したけれども、国權の強化・対外的危機(1882 年の朝鮮事件)への対処のために軍事・警察機構を大蔵卿就任以来強化しようとした。軍備拡張は 1882 年 12 月 25 日に政府部内で正式に決定され、軍事費は 1883 年度以後急速に増大した。海軍軍備拡張案は、1882 年には出超による正貨不足の相對的解消を背景として、前年の漸進的整備・国産化重点主義から軍艦の輸入依存主義に転換している。1883 年以降、海軍急速整備・軍艦の組織的輸入を中心として海軍軍備が拡張されたのである。松方が軍艦兵器輸入の一時的制限を主張するに至るのは、国際収支の赤字が予想される 1887 年(明治 20)に至ってからである¹⁹⁾。

かくして松方大蔵卿は、直輸出奨励という従来の政策を基本的に転換しようとしたのである。「外國為換金取扱規程」第 11 条では、為替取組は原則として本邦商

人と取組むべきであるとされ、「必要ノ場合ニ於テ外商ト取組ヲナサントスルトキハ其事由ヲ大蔵省へ開申シテ認可ヲ請クヘシ」と定められていた²⁰⁾。正金銀行の為替取組を増加させようとすれば、外国人為替取組を制度として定着させる必要があったのであった。

1884年6月9日、大蔵卿松方正義は、太政大臣三条実美に対して、正金銀行に外国人為替を取組ませるよう上申し、翌月22日に太政大臣がこれを認可した。同月に大蔵省は「外国人為替取組手続」を定めて、これを正金銀行に令達した²¹⁾。かくして1884年（明治17）7月に、外国人為替取組制度が成立したのである。「外国人為替取組手続」の制定は1880年制定の旧荷為替法（後に一部改正）、1882年制定の新荷為替法に続く3度目の基本御用荷為替法の制定であった²²⁾。正金銀行は「外国為換金取扱規程」と「外国人為替取組手続」の2法のもとで、外国為替業務を拡張することとなったのである²³⁾。

外国人荷為替（輸出荷為替）取組制度の第1の目的は、正貨の獲得であった。上記松方大蔵卿の上申書においては、大蔵省が正貨を十分取得できることが外国人の為替取組依頼に応じる根拠とされている²⁴⁾。またこの制度は、外国銀行に掌握されていた外国為替権を日本に取戻すという目的を持っていた²⁵⁾。

外国人為替取組によって、御用荷為替制度が正貨獲得・蓄積という目的を持つことがありますますはっきりした一方で、直輸出奨励という目的は後景に退いたのであった²⁶⁾。この制度の樹立は、農商務省、とりわけ1884年に『興業意見』の編纂主任を勤めた同省大書記官前田正名の直輸出奨励構想と鋭く対立した。前田は外商の貿易支配を激しく批判し、地方在来小規模産業の保護を主張し、その輸出貿易拡張方策の1つとして、海外直輸出荷為替金融を便利にすることを主張した。すなわち『興業意見』では、政府が海外に払出すべき正貨に相当する資金を海外荷為替資金に充当し、輸出品に低利をもって荷為替金を貸与し、その貨物を、海外輸出品関係の同業組合が設立した海外大商店その他に輸送して売却し、この代金で荷為替資金を支払い、この資金をその地の銀行に振込み、必要に応じて政府がこれを引出して用いるべきであると主張されていたのである²⁷⁾。

外国人為替取組の手続きは次のようなものであった。横浜正金銀行は政府から預かる外国為替元金〔紙幣〕の中から、銀貨〔銀兌換券を含む〕を買入れる。この銀貨をもって參著後6カ月以内〔1888年6月の改正では4カ月以内〕払いの為替を、外国商人から船荷証券をとって買入れる。外国人為替手形および船荷証券は駐外領事に発送され、これらは到着後正金銀行出張員に引渡される。同出張員は荷主にこ

れら書類を引渡し、受取った貨幣を領事へ納入する²⁸⁾。身元が確実で十分信用できる荷受主に対しては、為替金支払の承諾に対し、時宜により入金前でも船積証書を引渡した²⁹⁾。外国人為替を取組む前に、正金銀行が当座の資金を外国人へ貸出することも行われた。

外国人為替取組制度成立後、1886年に至るまで、正金銀行の為替取扱高が顕著な増加を示すに至った³⁰⁾。1884年には外商を相手とする為替取組高が同行の為替取組高の半ば以上、85年にはこれがその大半を占めるに至ったのである。86年1月に原頭取は「先年外国人荷為替ノ取組ミヲ相開キ候テ以来当行為替取組高頗ル巨額ニ上リ当港輸出生絲荷為替ノ如キ其総額凡ソ四分ノ三ハ當銀行ニ帰シ候相成……今日ニ於テハ本港為替ノ權ハ殆ント當銀行に帰セントスルノ有様」であると述べている³¹⁾。

それではなぜ、正金銀行が居留地の外国銀行に対抗して、外国人を相手とする輸出荷為替の取組を増大させることができたのであろうか。これはまず第1に、国家の保護が正金銀行に与えられて同行の基礎が強化されてきたし、また外国人為替取組後これが強化されたからである。

すなわち、前述の原の改革は正金銀行と国家との結びつきを強めるものであった。また原は、1883年4月の臨時株主総会で定款の改正を行い、「政府の実質的監督権の強化」を図った³²⁾。従来定款最後の別段規定の条項に規定されていた、大蔵卿が必要と認める場合は正金銀行頭取を改選・選定できるという条文は、第8条の頭取選出の条項で規定されるようになった。また株主の発言投票権は、所有株式500株以上の場合にこれを増加しないという従来の制限は廃止され、政府所有株の発言投票権は激増した³³⁾。このような正金銀行の国家機関的性格の強化は、政府の資金援助を容易にしたと考えられるのである。

正金銀行が外国人為替取組を開始しようとした当時、同行は居留地で銀貨を支払う必要があったが、1883年6月の改革で同行は所有銀貨を紙幣と交換していた。銀紙の相場の開きは残っていた。そこで同行は8月7日に、居留地外商が輸出する生糸に対する為替を取組むために、銀貨需要に対する準備として年利2%で銀貨90万円の貸下げを大蔵省に出願した。同年10月10日に松方大蔵卿は銀貨50万円に限り無利子で正金銀行に預入れることを許可した³⁴⁾。政府銀貨預金に依存して、正金銀行は外国人為替取組を開始したのである。「外国為換金取扱規定」第2条で、政府が正金銀行へ為替資金として預け入れる紙幣の限度額は400万円と定められていた³⁵⁾。1884年（明治17）2月に至り、太政官へ稟議の上、政府は正貨獲得のために時機によりては、多少制限額を超過して正金銀行に貸出せることを決定した³⁶⁾。

第2表 政府為替預金高

(単位：円)

年 次	御用別段預金				御用外國荷為替資本預金				御用内國荷為替資本預金				御用外國為替元預金				御用外國為替元版預金				外国為替元版預金				御用荷為替年賦預金				合 計			
	預入高	残高	預入高	残高	預入高	残高	預入高	残高	預入高	残高	預入高	残高	預入高	残高	預入高	残高	預入高	残高	預入高	残高	預入高	残高	預入高	残高	預入高	残高	預入高	残高	預入高	残高		
1880(明13)	976,542	976,542	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	976,542	976,542			
81(14)	1,114,749	-	3,888,825	2,890,635	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5,003,574	2,890,635				
82(15)	-	-	3,655,001	804,195	689,532	449,432	1,782,776	1,283,933	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6,127,369	2,537,580				
83(16)	-	-	1,160,571	978,428	629,207	603,472	10,071,872	4,190,453	10,983,747	418,378	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	22,845,397	6,190,731					
84(17)	-	-	978,428	-	603,472	-	14,670,201	6,622,652	13,877,438	66,930	2,716,974	6,677	1,558,202	1,558,203	34,404,715	8,254,462	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
85(18)	-	-	-	-	-	-	20,651,515	7,000,205	15,019,465	521,889	7,557,284	408,307	1,558,203	1,504,114	44,766,467	9,434,515	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
86(19)	-	-	-	-	-	-	30,718,991	11,569,008	24,462,876	133,165	6,590,007	-	2,592,707	1,419,434	64,364,581	13,121,607	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
87(20)	-	-	-	-	-	-	16,750,845	-	13,846,287	6,466,546	-	-	1,430,306	-	32,027,438	6,466,546	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			

出所：大蔵省『銀行局第十次報告』148ページ、および『明治財政史』第13巻、985—86ページ。

注：1 本表は前年の継越高にその年の預入高を加えたものである。継越高だけは重複の数字がある。

2 本表は正金銀行本店および神戸支店に対する預金高だけで、ロンドン支店に対する預金高を含まない。

3 1880年、81年の御用別段預金は為替資本として使用するために預入れられた預金である。これは1881年9月に御用外國荷為替資本預金と改称された。ただしこれまで内地荷為替資本として用いたものは、内国荷

為替資本預金という新設項目に計上された(『第五回半季実際考課状并諸報告表』39—40ページ)。

5 御用外國荷為替資本預金の欄は、『明治財政史』の原資料である『銀行局報告』の数値を採用した。

6 御用外國荷為替元預金は、内外人へ取組むべき為替元金として大蔵省から預けた紙幣動定である。これをもって隨時銀貨を買入れて置き、外国人為替に支払ったものである。

7 外国人御用外國荷為替元預金は、御用外國荷為替元預金は御用外國荷為替元預金と改称された(『第十六回半季報告』15ページ)。

8 御用荷為替年賦預金は、1883年以前における内外荷為替取組高に対する預金の返済に属するものである。『正金史』附録によれば、1888年1月20日の旧海外荷為替資本高は315,675円である(『附録』甲の1,277ページ)。考課状では御用荷為替年賦預金は、

87年下季以降別段預金に合体されている(『第十六回半季報告』15ページ)。

第3表 海外為替取組高

(単位：円)

年次	海外直輸荷為替貸	内地荷為替元貸	外国為替金	外国為替返納回送金	当所外國為替仮渡金	他所外國為替仮渡金	内外荷為替年賦貸	外国為替仮渡金	合計
1880(明13)	976,542	—	—	—	—	—	—	—	976,542
81(14)	4,147,870	2,703,019	—	—	—	—	—	—	6,850,889
82(15)	3,471,810	778,376	1,782,776	—	—	—	—	—	6,032,962
83(16)	1,160,575	629,207	6,294,207	469,350	1,573,444	2,205,501	—	—	12,332,284
84(17)	978,428	603,472	9,965,867	1,239,184	1,350,059	3,096,150	1,591,707	—	18,824,867
85(18)	—	—	15,616,391	2,785	1,736,603	3,313,780	1,556,529	4,984,983	27,211,071
86(19)	—	—	24,279,552	—	1,151,161	5,302,678	2,590,697	16,338,260	49,662,348
87(20)	—	—	20,672,671	—	226,435	948,053	1,381,926	24,764,080	47,993,165

出所：『明治財政史』第13巻、988-90ページ。

- 注：1 本表は前年からの繰越高を含む。
- 2 海外直輸荷為替貸は、横浜の直輸出諸会社の手を経て英、米、その他に在留する横浜正金銀行の出張員に向けて荷為替を取組むものである。この新規貸出は1882年2月28日に終り、3月1日以後の貸出は外国為替金と改称された（『第五回半季実際考課状并諸報告書』66ページ）。
- 3 内地荷為替元貸出金は、海外に輸出すべき物品ある各地方の銀行を代理店とみなし、荷為替の取組方を委託したものである。これには荷為替元金貸と荷為替前金貸の2種類ある。この新規貸出は1882年2月28日に終り、内地荷為替取組は1883年6月以降、当所・他所外國為替貸渡金として再開。
- 4 外国為替金は、1882年3月以降、改正規程に従って直輸出品に対して、為替相場をもって取組む為替金である〔その後外国人為替金も含む〕。
- 5 外国為替返納回送金は、仏國および濠州へ向けて取組んだ為替金を同地において取立て、これをイギリス領事館へ回送中のものである。
- 6 当所外國為替仮渡金、他所外國為替仮渡金の2項はともに直輸出生糸に対する前渡金で、追て外國為替金に振替返済すべきものである。このうちの他所外國為替仮渡金は、直輸出生糸に対して内地から横浜までの為替金に使用するために、正金銀行出張員が各地方へ携帯したものである〔銀行諸会社への委託も含む〕。当所外國為替仮渡金は、在横浜直輸出諸会社へ貸出したものである（これらは考課状では1887年下季以降は外國為替仮渡金に合体している）。
- 7 内外荷為替年賦貸は、海外直輸荷為替ならびに内地荷為替元貸出金の返済未済残額、および外國為替金の一部で、漸次年賦その他の方法で取立てるべき貸金である（『第九回半季実際考課状并諸報告書』71ページ）。1885年と86年の欄は『銀行局第十次報告』に従って訂正。
- 8 本表の外國為替仮渡金は、外国人への為替取組の前に一時取組むべき荷為替を引当に仮渡しを行うものである。

第4表 横浜正金銀行外国為替関係資金残高（1885年末） (単位：円)

資 金 源			資 金 の 運 用		
政 府 預 金	外国為替元預金	521, 890	人 民 勘 定	外国為替金	6, 389, 284
	内国人為替預金	2, 743, 157		当所外国為替仮渡金	327, 479
	外国人為替預金	4, 257, 049		他所外国為替仮渡金	287, 192
	外国人為替元仮預金	408, 308		外国為替仮渡金	655, 244
	荷為替年賦預金	1, 504, 114		内外荷為替年賦貸	1, 464, 742
合 計		9, 434, 518	合 計		9, 123, 941

出所：『銀行局第八次報告（明治十八年中）』133－34ページ（貸借対照表から作成）。

注：1 横浜正金銀行「明治十八年下半季実際報告表」（『横浜正金銀行史資料』第2輯第4巻、坂本経済研究所）によれば、外国人為替元仮預金およびこれに対応する外国為替仮渡金はすべて銀貨である。

2 政府から預入れられた外国為替元預金は、これを元資として、内国人為替を取組んだ場合は内国人為替預金に、外国人為替を取組んだ場合は外国人為替預金に、外国人為替取組準備のために銀貨入手した場合は、外国人為替元預金に振替えられる。

83年に大幅に増大していた正金銀行為替資金源としての政府預入金は、その後86年に至るまでさらに増大し、同年末にはその残高が第2表にみられるように1,312万円に達した。これによって正金銀行は第3表にみられるような為替取組を行った。第4表によれば、1885年末に政府が正金銀行に外国為替関係資金として預入れた預金の残高は943万円であり、同年末の外国為替関係資金運用残高は912万円である。年末残高に関する限り、横浜正金銀行の為替資金は同年に政府預金で全く充足されている。政府預金に依存して正金銀行は外国人為替取扱を拡大できたのである。

政府預金は無利子であり、正金銀行は低利で為替を取組むことができたし、また為替相場を円安にして輸出手形の買入高を増加させることができた。1886年12月にイギリス公使プランケットは外務大臣イッデスレーに日本の財政に関する報告書を提出した。この中で公使館書記トレンチは、正金銀行は欧米向けの輸出手形を一手に買占めようとして、外国銀行よりも0.5%から1%高価に買入れ、たとえば外国銀行が為替相場を銀貨1円=3シリング4ペンスと定めているのに対し、正金銀行は3シリング3ペンスの割合で為替の買入れに応じており、そのために外国銀行は横浜において銀貨を有利に運用することができない、と述べている³⁷⁾。政府の援助のもとに、正金銀行は外国銀行の強力な競争相手として登場してきたのである。

1888年6月改正の「外国人為替取組手続」第7条においても「荷為替取組方ハ其時々ノ相場ヲ斟酌シ可成丈低価ヲ以テ買入スヘシ」と規定されている³⁸⁾。

正金銀行は政府預金をもとに外国人為替を取組み、為替相場変動のリスクを負うことなく、為替取組高(銀貨の通貨高=紙幣高)の2%を手数料として政府から支給

された。この収益に支えられて、正金銀行は外国人為替取組を拡張できたのである。この利率は前述の1885年12月以前の直輸出荷為替戻し金利よりも低かったとはいえ、外国人為替取組高が内国人為替取組高を凌駕したから、外国人為替取扱手数料が正金銀行の重要な収入源となったのである。内国人為替取扱利子収入とともに、外国人為替手数料収入が前述の正金銀行欠損金の補填に寄与したのである。なお1885年12月5日、太政官は為替利子戻し制の廃止を認可し、正金銀行の御用為替取扱に対する報酬は為替取組高の2%の手数料（上海為替に限り1.5%）に1本化され、これは1888年（明治21）5月まで継続している³⁹⁾。

第5表にみられるように、この手数料が同行の営業収益としてきわめて重要であり、正金銀行収益面における内国人為替取組上の優遇策がなくなったことは、正金銀行の外国人為替取組を促進したと考えられる。なお御用為替制度廃止の近づいた1888年5月に2%の手数料制は廃止された。従来は正金銀行が荷主から買入れた相場で為替手取金を領事館を経て大蔵省へ納入していたのが、その買入相場から1円につき英貨0ペソス5/16を減じた相場（フランス、アメリカへの為替もこれを準用）で上納することとなり、正金銀行はその差額を受取ることとなった。正金銀行の収益率は従来の手数料2%の場合と比較すると1.1%強減少することとなり、1円あたり収益は半減することとなった⁴⁰⁾。

第5表 横浜正金銀行の損益勘定 (単位：円)

	利 益	損 失	差 額
利 子	225,762	71,381	154,381
割 引 料	81,981	2,495	79,486
外 国 為 替 売 買	109,256	22,527	86,729
外 国 為 替 手 数 料	116,437	14,806	101,631
公 債 売 買	138,203	0	138,203
諸 手 数 料	7,913	0	7,913
外 国 出 張 所	39,358	14,838	24,520
給 料	0	11,107	△11,107
そ の 他	11,749	28,385	△16,636
合 計	730,660	165,541	565,118

出所：横浜正金銀行「第十六回半季報告」から作成。

- 注：1. 1887年（明治20）下半季。
 2. 外国出張所以外は本店、神戸支店、ロンドン支店の損益
 合計
 3. 利子収益には公債利子63,048円を含む。

外国銀行が輸出金融に十分に応じられなかつたことも外銀の存在にもかかわらず、正金銀行の業務が伸長した一因であったのである。1882年以降、日本の貿易が出超に転じ、83年には横浜市中銀行の保有銀貨量が日本側に豊富となつた⁴¹⁾。香港上海銀行が外銀の中心としてロンドン、上海、香港宛為替売却や銀行券発行を行つて利益あげてきたが⁴²⁾、日本の出超が続く中で、同行は外商の輸出資金需要に十分応じきれなくなつた。1880年9月にチャータード銀行が横浜支店（Agency）を開設したが、同行はとくに現金の不足に苦しんだ。同行の横浜における営業成績は初期には有望なものではなく、同行支店は香港上海銀行支店への資金の依存に悩まされた（同支店が香港上海銀行横浜支店に対抗して発展することは困難なように思われ、85年には閉鎖が考慮された⁴³⁾。これらの事情から、外商が正金銀行に為替取組開始を求めたのである。正金銀行外国人為替取組開始後も、輸出超過のために居留地の外国銀行の銀資金が逼迫して、外銀は輸出金融に十分応じられなかつた。チャータード銀行横浜支店は（1886年3月頃に）マーカンタイル銀行の以前の土地を得てから業務が発展したが⁴⁴⁾、1893年のはじめまで同行は資金が不足し、発展が妨げられ、この不足は時々いやになるほど激しかつた。同行は1892年に至つて、清算に入ったニューオリエンタル銀行の多額の預金を吸収して、生糸輸出手形金融にやつと成功するという状態であったのである⁴⁵⁾。

オリエンタル銀行は1884年5月に支払停止に陥つた。破綻した同行の業務を引継いで同年7月に新オリエンタル銀行が設立された。同行は当初から破綻の要因をかかえたまま出発し、1892年に清算に入った。香港上海銀行、チャータード銀行も日清戦争前は幾度か欠損による積立金の取崩しを生じた。日本進出外国銀行が外国本支店で経営上の不安定性をかかえている当時においては、外国銀行在日支店は、正金銀行の為替業務への進出を抑制する動きをとりがたかったようである⁴⁶⁾。

注

- 1) 『正金史(附)』甲の1、180ページ。
- 2) 同上巻、182ページ。『沿革史』第2編、64ページ。
- 3) 『正金史』58ページ。『正金史(附)』甲の1、183-86ページ。『沿革史』第2編、37、39ページ。海野福寿、前出（『横浜市史』第3巻上）、675-76ページ。水沼知一、前出（『土地制度史学』第15号）、25-26ページ。大蔵大臣が1887年10月25日に内閣へ提出した内外為替取組及び取扱事項に関する資料（『松尾家文書』第60冊の1）。
- 4) 『正金史』59ページ。『正金史(附)』甲の1、185ページ。
- 5) 『正金史(附)』甲の1、191-93ページ。
- 6) 同上巻、180ページ。

- 7) 『集成』第11巻の1, 141ページ。
- 8) 『明治財政史』第9巻, 625ページ。
- 9) 海野福寿, 前出(『横浜市史』第3巻上), 654-62, 683ページ。前掲『商工政策史』第5巻, 339ページ。松井清編, 前掲巻, 132-34ページ。
- 10) 原邦造編, 『原六郎翁伝』中巻, 46ページ。
- 11) Maurice Collis, Wayfoong, London, p. 44.
- 12) 山本義彦「The Oriental Bank Corporation, 1851-84年(下)」『經濟論叢』第122巻第1・2号, 1978年7・8月, 20-21ページ。
- 13) 『原六郎翁伝』中巻, 45ページ。
- 14) 『正金史(附)』甲の1, 193ページ。海野福寿, 前出, 680ページ。水沼知一, 前出, 27ページ。
- 15) 『原六郎翁伝』中巻, 45ページ。
- 16) 『正金史(附)』甲の1, 193-95ページ。
- 17) 『正金史(附)』甲の1, 198ページ。
- 18) 高橋誠, 前掲『明治財政史研究』, 128ページ。
- 19) 大石嘉一郎, 前出(『近代日本經濟思想史』I), 62-64ページ。室山義正「松方財政の展開と軍備拡張—松方財政の再検討—(上)」『金融經濟』第190号, 1981年10月, 79-87ページ。同「下」, 『金融經濟』第191号, 12月, 85-88ページ。
- 20) 『正金史(附)』甲の1, 144ページ。
- 21) 同上巻, 197-202ページ。
- 22) 『集成』第11巻の1, 35ページ。
- 23) 『正金史』64ページ。
- 24), 25) 『正金史(附)』甲の1, 198ページ。
- 26) 海野福寿, 前出, 684ページ。水沼知一, 前出, 29-30ページ。
- 27) 農商務省編「興業意見」(1884年)未定稿本, 近藤康男編『明治大正農政經濟名著集』1, 農村漁民文化協会, 1976年, 126-29, 146-52, 258, 261-62ページ。『興業意見』の完全本は『集成』第18-20巻に所載。
- 28) 『正金史(附)』甲の1, 199-202ページ。
- 29) 『沿革史』第2編, 42ページ。1885年1月に外商を信用の厚薄により2種類にわけ, 荷受主の身元が最も確実な者に対しては入金前でも荷物を交付することを予め政府は許可した(『明治財政史』第13巻, 942ページ)。
- 30) 海野福寿, 前掲『横浜市史』第3巻(上), 683ページ。
- 31) 『正金史(附)』甲の1, 286-87ページ。
- 32) 『原六郎翁伝』中巻, 38ページ。
- 33) 『正金史』53-54ページ。
- 34) 『正金史(附)』甲の1, 195-97ページ。
- 35) 同巻, 141ページ。
- 36) 『集成』第11巻の1, 35ページ。
- 37) 古沢絃造, 前出(『明治期日本特殊金融立法史』), 101-02ページ。
- 38) 『正金史(附)』甲の1, 203ページ。
- 39) 『明治財政史』第9巻, 625ページ。
- 40) 『集成』第11巻の1, 36-37ページ。当時の実際買入相場3シリング見当(『正金史』

105 ページ)から計算すると収益率は 0.868 %となる。

41) 注 14 参照。

42) M. Collis ,op.cit., p. 48.

43), 44) Ibid., p. 48. C.Mackenzie ,op.cit., p. 99.

45) Mackenzie , op. cit .. pp. 99 - 100.

46) 石井寛治, 前出(『経済学論集』第 45 卷第 1 号), 35 - 37, 50, 57 - 8 ページ。同(『経済学論集』第 45 卷第 2 号), 38 - 40 ページ。

VII 御用外国荷為替制度以外の為替業務改善策

1. 政府在外資金取扱の一手引受

1873 年発行の日本政府 7 分利付外債の発行を引受け, その元利払事務を一手に引受けていたオリエンタル銀行が¹⁾, 84 年 5 月 2 日に閉店した。松方大蔵卿と原頭取は, ただちに正金銀行にこの外債利払を取扱わせる計画をたてた。同行ロンドン出張所がただちにこれを取扱うわけにはいかなかったので, 政府はいつでも解約できるという条件付で一時この取扱をロンドン・ジョイント・ストック銀行(London Joint Stock Bank)に依頼したが²⁾, 正金銀行は同月にロンドン出張所を支店に昇格させることを決定(12 月に開業)するとともに, 外債元利支払事務取扱委任を 5 月 31 日に願い出た。かくして 8 月 11 日に松方大蔵卿はこれを許可し³⁾, 同月 27 日に 1885 年 1 月 1 日利払分から取扱うよう正金銀行に命令したのである⁴⁾。原頭取は 5 月 31 日に官庁における外国品購買代金その他の為替支払の引受も出願していたが, これも 8 月 11 日に許可されたのであった⁵⁾。

原頭取は 1884 年 9 月に政府在外資金のロンドンから日本への回金(為替または銀を購入してこれを回送)の取扱引受を大蔵省に出願し, 同月これも許可された⁶⁾。

さらに 1885 年 4 月には, 日本から海外各地に向けられる政府資金の回金は, すべて正金銀行に取扱が委託された⁷⁾。86 年 3 月にはニューヨークまたはリヨンから日本, またはロンドンへ向ける現送金, または為替御用の取扱も正金銀行に委託された⁸⁾。かくして政府資金の海外における回送はすべて正金銀行が取扱うこととなったのである。

1882 年 2 月に制定された「海外預ケ金規定」第 9 条では在外公館が受取った外貨はロンドンのオリエンタル銀行に預入れることが規定されていた⁹⁾。その後同行の信用が確実でないことが明らかとなり, 英米仏の他の銀行への預入れも行われた。さらに後にはオリエンタル銀行保管の日本政府預金が大体引出され, ジョイント・

ストック銀行やアライアンス銀行(Alliance Bank)に預替えられた。1883年9月には残りの預金および保護預かり公債証書もオリエンタル銀行から引出して、これをジョイント・ストック銀行へ預替えるように松方が園田領事に通達し、園田は順次これを実施した¹⁰⁾。85年12月に至り、政府は、ロンドンにおいて大蔵省が受取った海外荷為替金、送金為替金、輸出米売却代，在米仏領事館からの回送金をすべて正金銀行ロンドン支店へ預入れさせたのであった¹¹⁾。86年5月には大蔵省は正金銀行リヨン出張所への政府資金の預入れも命令し、さらに同年11月に同省はニューヨーク出張所にも預入れを命令している。政府はこの預金の中から回金(銀塊または為替の買入による)や外国への預金そのものの支払を行ったのである。

各官庁が海外預け金そのものの対外払をする時は、大蔵省が正金銀行ロンドン支店またはニューヨーク、リヨン出張所へ宛てて「為替券」〔一種の小切手というべきか〕を振出して、これを支払金の受取主に送付した。正金銀行は政府在外預金の中からこれと引換に支払った。正金銀行は特別の許可のある場合を除いては、この政府預金を運用することはできなかったから、これは無利子であった。正金銀行へ預入れられたこの政府預金は、大蔵省の都合によっては確実な外国銀行へ利子付預金として預入れられた。この場合、預金利子は大蔵省に帰属した¹²⁾ ¹³⁾。

かくして、正金銀行は、政府との結びつきを強め、前述の御用荷為替の貸出・取立のほか、政府在外資金の保管、払出、回金に至るまで、政府資金の対外関係業務のすべてを一手に引受けるに至ったのである¹⁴⁾。

官金取扱は正金銀行の為替業務を発展させるものでもあった。政府が「元来正金銀行ニ支店を倫敦ニ出サシメタルハ我外国債ノ支払其他政府ノ外国ニ於テ出納スル金銭ノ取扱ヲ為サシムル目的」からであった¹⁵⁾。政府在外資金の取扱を契機として、日本の銀行中最初のヨーロッパにおける支店である正金銀行ロンドン支店が設立されたのである¹⁶⁾。松方大蔵卿は原六郎の外債元利払・政府対外支払事務取扱の申請を受けた後¹⁷⁾、1884年6月に、左大臣熾仁親王に稟議書を提出した。この中で「同銀行ヲシテ該地ニ支店ヲ置カシメ前件公債元金抽籠方及ヒ元利払渡ノ取扱ハ勿論我が國商估ノ為メニ盛ニ内外為替ノ事業ニ從事セシメハ彼我為替相場高低ノ權ヲ我国銀行ノ掌裡ニ帰セシメ商權モ亦自ラ我ニ復スルニ至ル」と述べていた¹⁸⁾。官金取扱を直接的な目的として設立された正金銀行ロンドン支店は、為替相場権回復、為替業務拡張という目的も持っていたのである。同支店の設立により、正金銀行の外国為替業務拡張の一大拠点ができたのである。なお、正金銀行ロンドン支店がみだりに事業の拡張を図ることは危険であると考えられた。政府はまず同支店にもっぱら外国

公債元利支払や從来ロンドン出張所が取扱った海外荷為替、その他2,3の最も確実なもののみを取扱わせ、支店の基礎が確立し、かつロンドンの商業に慣熟するに従って漸次その営業を伸張させようとした¹⁹⁾。

また政府対外関係資金取扱の一一手引受を行うことにより、同行、とくにロンドン支店は内外の信用を博し、業務の発展に多大の便益を得た²⁰⁾。正金銀行に政府が在外資金を預入れたのは、同行の信用を厚くするというねらいがあった。すなわち松方大蔵卿は1887年10月25日の内閣への提出資料の中で「政府外国ノ在金ヲ依然トシテ尚ホ外国銀行へ預ケ置クトキハ自然正金銀行ノ信用ヲ薄クスルノ状アリ故ニ之ヲ同銀行支店亦ハ出張店へ預ケ入ルゝ事トナセシナリ²¹⁾」と述べている。銀行の信用はとくに銀行が外貨を後に支払う送金為替を取扱う場合²²⁾や1897年（明治30）になって同行がロンドン市場で低利資金を借り入れる場合に必要であったと思われる²³⁾。

政府は外国銀行が官金を直接取扱うことを排除した。正金銀行が外国為替による官金回送を受けた。同行はこれによって為替取扱量を増大させて為替市場における地位を高めることができたと思われる。これはとくに外国為替相場の決定に同行が重要な役割を持つことを意味する。

官金取扱によって正金銀行は手数料収入を得た。横浜正金銀行が外国債元利支払を取扱うことによって同行は0.5%の手数料を得た²⁴⁾。これはオリエンタル銀行に支給されていた手数料率と同じであった²⁵⁾。外国で銀塊を買入れて日本または外国に回送する場合には取扱額の0.3%の手数料が正金銀行に支払われた²⁶⁾。正金銀行が政府資金を外国に回送する場合には、外国為替が利用された。1885年4月制定の「外国為替取扱心得書」や同年12月制定の「海外御用金取扱規程」ではこの為替取扱に対して手数料が大蔵省から支給されないように定められた^{27) 28)}。正金銀行が外国から日本への為替による回金を行う場合には、これを開始した当初は、正金銀行は同行の為替で回金するもののほかは、取扱金に対し0.3%の手数料を交付されることになっていた²⁹⁾。だがその後、正金銀行が香港上海銀行等の為替を買入れて日本へ回金するものには0.1%，普通商人の為替を買入れて回金するものには0.2%の手数料が大蔵省から支給されている³⁰⁾。官金を独占的に取扱うことによって、正金銀行は利率が低いのであるが手数料収入を得た。

政府や正金銀行が同行に政府対外関係資金を独占的に取扱わせることができたのは、オリエンタル銀行の倒産という機会を上手に利用したためである³¹⁾。また正金銀行がすでに支店出張所を設立しており、政府が同行に在外資金の取扱をまかせても安全であると考えられたからである³²⁾。さらに明治政府が外資を排除する方針を

採用して外国銀行に拘束されなかったこともその理由と考えられる³³⁾。すなわち明治政府は1870年に9分利付外債(1882年に元金償還), 73年に7分利付外債を発行したものの、大隅重信の外資導入論は松方正義らによって否定され、99年に至るまで外債の発行は日本において行われなかつたのである。

2. 輸入為替取組の開始

正金銀行は早くも1880年下期には外国への送金為替業務を行えている。同行は84年9月には同行ロンドン支店経費支弁のため必要の際には政府から資金の払下げを受けるために、1カ年銀貨10万円を限度として、同行の為替手形を同地で政府に買上げてもらう許可を大蔵卿から得ていた³⁴⁾。同行は同月に同支店で為替資金の不足がある場合には、年額30万ポンドを限度として、大蔵省から英貨の払下げを受けることを大蔵卿に申請した。その願書には「今般当銀行倫敦支店開設仕候折柄当地ト倫敦トノ間ニ於テ電信通常兩様為換依頼申込ミノモノ多少有之候処右ハ何レモ当地〔横浜〕本店ニテ金員ヲ受取ルヘキモノナルニ御座候」と述べられており³⁵⁾、この払下英貨は、正金銀行本店が〔送金希望者から〕円貨を受取って〔ロンドン支店宛〕電信為替または同行為替手形を売却して、ロンドン支店がこの送金為替を支払うために用いられるものであった。上記願は翌10月に許され、政府在外資金の払下げの認可を受けて、正金銀行は外国向け送金為替業務を行つた(リヨン出張所は1885年2月に払下認可)。原頭取は1886年1月22日には「当ニ至リテハ広ク内外官民ノ外國通常為替ヲ取扱ヒ歐米各地殆ント當銀行〔正金銀行〕為替手形ノ至ラサル所無之候得共各地共差支ナク流通シ甲乙転伝ノ後始メテ當行海外支店又ハ出張所ニ於テ仕払ヒ候ヲ例トスル」と述べている。

1886年末に至つても正金銀行は輸入荷為替を取扱つていなかつた。この年には輸出が増大する一方で、輸入も増加する傾向を示してきた。また出超にもかかわらず、中国やインドで銀貨に対する需要が増加したために、銀貨が外国へ流出し、外国銀行の手に入った銀貨がただちに外国へ流出した。87年1月、正金銀行は輸入為替も取組んで、在日外銀が銀貨入手するのを防ごうとした。このために同行は政府在外預金の中から、英貨50万ポンドの使用を松方大蔵卿に請願した³⁷⁾。3月にこの使用が許可された³⁸⁾。政府在外資金に依存して正金銀行ロンドン支店が輸入荷為替取組等を開始した。この開始以来、ロンドンから日本に向けての荷為替逆為替等の取組が増大した³⁹⁾。

ニューヨーク出張所およびリヨン出張所への輸入荷為替取組申込みも少なくな

った。だが両出張所の資本が不十分であった。このため原頭取は、政府在外預金の中で、ニューヨーク出張所は米貨 50 万ドル、リヨン出張所は仏貨 150 万フランを限度として使用できるよう、1887 年 8 月 1 日に松方大蔵卿に出願した。これは 9 月 7 日に許可された⁴⁰⁾。

大蔵省が政府預け金の一部を日本への輸入為替基金に使用することを許可したのは「本邦ヨリ外国へ荷為替ノミ(即チ片為換ナリ)ニテ外国ヨリ我国へ為換ノ道開ケズ之ヲ開カシムル」ためであった⁴¹⁾。同省がこのように考えたひとつの理由として将来御用荷為替制度が漸次廃止されても正金銀行が営業上成立っていくように、正金銀行の輸出為替取扱高と輸入為替取扱高をバランスさせることが考慮されたことが指摘できよう。大蔵省が 1887 年 2 月頃作成した「外国為替基金処分方」の 87 年計画案の中には、正金銀行に輸入為替資金として政府預け金 50 万ポンドを使用させる理由として「元来海外ヨリ本邦へ向ケ為替ヲ取組ハ銀行営業上欠クヘカラサル事業ニテ将来必兩為替ニナサヘルヘカラサルコトニ付試ミトシテ之ヲ執行セシメラレタク候」と記されている⁴²⁾。そのほかの理由としては、前述の銀貨流出防遏と外銀の輸入為替独占打破が考えられる。

将来外国債払または軍艦代その他各府外国品買入代等に用いられる政府預金に依存して、正金銀行の輸入為替取組が開始できた。しかも政府に納入される利子率が安かった。ロンドン支店の納入する利子率はイギリス銀行割引率よりも一般に 2.5 % も低かった⁴³⁾。リヨン出張所は年 1 ~ 2.5 %、ニューヨーク出張所は 1.5 % の預金利子を政府に支払うこととされた。正金銀行への預入金利子率を低位とすることによって、同行が外国銀行に対抗して輸入為替業務を拡張することが図られた。すなわち 1887 年 2 月の大蔵省資料はロンドン支店への政府預金利子率が「低利之傾有之候得共元來外國ヨリ本邦ヘノ為替ハ目下外國各銀行者ノ專業トスル處ナルヲ以テ之ヲ正金銀行へ移サントスルハ隨分難事ニ有之種々ノ手段ヲ要スヘキハ勿論就中他ノ銀行者ヨリハ為替相場ヲ低価ニセサルヘカラス」と述べている⁴⁴⁾。

正金銀行輸入荷為替取組開始を反映して、同行の外国為替取組高は 1887 年に大幅に増大している⁴⁵⁾。この開始によって正金銀行の対外業務発展の基礎が一段と強化されたのである⁴⁶⁾(ただしこの開始当初は同行の輸入為替取扱高は、輸出為替取扱高よりもはるかに少なかった⁴⁷⁾。リヨン出張所の官金継続使用願は、1888 年 12 月に却下された。ロンドン支店、ニューヨーク出張所のそれも 89 年 3 月までの期限付であった⁴⁸⁾)。

3. 横浜正金銀行条例の制定

横浜正金銀行は国立銀行条例にのっとって設立されていた。だが同行は対外金融を行い、政府の保護監督を受ける点から民営の国立銀行と性格が異なっていた。同行の性格が明確にならなければ、外国で外人の危疑を生じるおそれがあり、取引上の争いが生じた時に不利になるおそれがあった⁴⁹⁾。

国内では正金銀行は種々の批判にさらされていた。薩長政府の保護下にある正金銀行を、1886年に反薩長系政党は激しく批判した。1882年に設立された日本銀行は海外為替を自行で取扱いたいという希望を有していた。御用荷為替の取扱期限は1883年6月の達令で86年6月までと定められていたのに、正金銀行が引き続きこの利益を独占する形勢がみられたので、1885年12月に日本銀行の吉原総裁は、正金銀行の業務の一部譲渡を原正金銀行頭取に要求した⁵⁰⁾。86年1月に原は松方大蔵大臣に御用外国為替取扱期限の継続を願出て、松方は同月に89年3月までこれを許可した⁵¹⁾。日本銀行と正金銀行は対立し、この厳しい対立は87年に至っても続いていた⁵²⁾。

このような状況下で原は「横浜正金銀行条例案」を作成し、1886年7月に同案を大蔵省に提出した。この原案が政府の手で修正され、87年(明治20)7月、横浜正金銀行条例が発布された。同月末に定款が臨時株主総会で改正され、9月に政府によって認可された⁵³⁾。

横浜正金銀行条例は横浜正金銀行が政府の保護監督を受けた特殊金融機関であり、同行が外国為替・貿易金融機関であり、また政府在外資金取扱銀行であることを追認し、法制的に明確にした⁵⁴⁾。

横浜正金銀行条例の制定によって、同行の性格が明確となり、前述の外国との取引上の不便が除去された。また同行が国家の保護を受けて外国為替・貿易金融機関、政府在外資金取扱機関として発展していく基礎が法的に強化されたのである。同条例に自由主義的性格もあるが、田口卯吉の正金銀行民営化論は採用されなかった⁵⁵⁾。

4. 国内資金対策

1885年以降の輸出の増大とともに、輸出為替資金需要が増大した。一方御用荷為替制度の進展は正貨吸収という目的を達成させる一方で、準備金中の紙幣を減少させていった。1885年に日本銀行が兌換券の発行を開始した翌年の1月から、政府は日銀を代行機関として紙幣と銀貨との交換を開始し、残った紙幣も償却されることとなつた。かくして正金銀行の為替資金として預入れることのできる紙幣が減少していったのである⁵⁶⁾。このような為替資金需要増と為替元金の限界のために、正

正金銀行は円資金不足に陥った。1885年末には為替資金不足の徵候が大蔵省によって認識された。『松尾家文書』中の資料によれば、1886年11月17日現在で、正金銀行は政府から巨額の荷為替資金を受取っても、168万円の資金不足となつた⁵⁷⁾。正金銀行は同行の資金中から當時150万円内外を割いて、御用荷為替以外の為替を取組むようになった⁵⁸⁾。政府が準備金中の銀地金を日本銀行に手渡して、銀兌換券に替えてこれを正金銀行に荷為替資金として預入れることも行われたようであるが、紙幣兌換が進行すれば銀地金は払出されてしまうからこれにも限界があつた⁵⁹⁾。

1887年1月には、正金銀行は同行の今後1カ年の輸出為替取組高を1,500万円と予測し、少なくとも800万円は従来の通りの政府預金の預入れでこれを取組み、差額700万円は同行の資金で為替を取組もうとした⁶⁰⁾。

資金不足を解決するために正金銀行は、1887年3月の株主総会で、資本金300万円を増額して600万円とすることを決定した。この新株は旧株主への割当発行で行われることとなった。株主が新株を引受けない場合には、正金銀行が相当の代価をもって適宜他に売却することとされた。株主の払込を容易にするために4回の分割払込制が採用された。第1回は1887年6月、第2回は10月、第3回は1888年4月、第4回は10月に払込むとされたが、第3回、第4回払込は諸会社の新設、増株流行のさいにこれを行うのは得策でないとして延期の上実行された。新株の発行価格は1株(額面100円)につき200円であった。額面と発行価格との差益金は同行株主勘定中の積立金に加えられた⁶¹⁾。この株式発行は日本で最初のプレミアム付新株発行であった⁶²⁾。正金銀行の業績が順調であり、同年春には同行株式の時価が400円という高値に達していたからこのような発行が可能であった⁶³⁾。新株の多くは民間の株主によって応募された⁶⁴⁾。

このような増資によって正金銀行の資金的基礎が強化されたのであり、正金銀行は資本金600万円を有する大銀行となり、積立金も豊富となつた。政府資金への全面的な依存から離れても、正金銀行が為替銀行として外銀に伍していく条件がひとつ形成されたのである。

為替資金源としての大蔵省の正金銀行への預金額は、第2表にみられるように1887年(明治20)には前年よりも大きく減退している。これを反映して、第3表にみられるように、正金銀行の海外為替取組高も1887年に前年よりも減退している。同年11月7日に大蔵官僚が大蔵大臣に提出した「明治二十一年度海外荷為替資金支出方ノ義御内決同」によれば、「準備金ヨリ支出致來候処準備金ハ最早悉皆銀貨ト相成且追々紙幣兌換ノ為メ日本銀行ヘ交付致シ残額僅ニ相成來廿一年度ニ於テハ該資

金ヲ準準金ヨリ支出シ能ハサル景況ニ立至⁶⁵⁾った。御用荷為替制度の廃止も考慮されるに至った。とはいえ、御用荷為替制度を全廃することによる損害は小さくないと大蔵省には考えられた。上述の内決伺はこの損害を次のように指摘している。まず第1に、日本の海外貿易の発達を阻害する。御用荷為替制度が正貨の充実だけを目的とするのであれば、正貨の充実に伴ってこれを廃止してもよいが、この制度は直輸出奨励も目的としており、これを廃止すれば日本の貿易は再び外商の壟断に帰する。第2に、海外支払金において政府が損失を受ける。政府が対外支払のために横浜で在日外銀から巨額の外国為替を買入れてこれを外国に送れば、為替相場が騰貴〔円建〕して損をすることが多く、金塊を輸出することも大損である。第3に、政府は一大理財の機関を失う。外債募集を外国銀行に行わせるのは損である。第4に、正金銀行が損をする。そこで上記内決伺では政府の海外支払額に限って、正金銀行に海外荷為替資金を供給する方策が立てられている。だがこれでは、正金銀行は輸出額の1割強しか為替を取組めなかつた⁶⁶⁾。

ここに為替資金源として、日本銀行の低利資金貸付が登場した。前記「外国為替基金処分方」では1887年に日本銀行が無利子で、外国為替基金として400万円を正金銀行に貸付ける構想が立てられていた⁶⁷⁾。横浜正金銀行条例では、日本銀行と正金銀行の役員兼務を認める条項が入っていたが、これは日銀と正金の協力体制をつくるねらいがあった。1888年(明治21)9月、正金銀行は日本銀行と年間300万円を限度とし、年利3%，1889年3月を期限とする借入契約を締結した。これが正金銀行に対する日本銀行の低利資金貸出の嚆矢であり、正金銀行は為替業務のための新たな資金を得たのである。

国庫準備金高は1882年以降減少傾向をたどり、89年3月に準備金は閉鎖され、これに伴って御用荷為替制度は廃止された。前述のように88年5月にこの取扱が無手数料とされたり、またこの年に、その取扱高を減少させることが大蔵省によって計画されたりして、この廃止の準備が進められていたが、ついにこれが実現したのである。

御用荷為替制度の場合には、正金銀行が取立てる外貨は政府に帰属したから、為替相場変動に伴う外貨価値変動の損益は政府が負担した。この廃止後正金銀行は、外国為替の売買差額である為替持高を保有した場合に為替相場変動によって生じる損益を、同行自らが負担するようになった⁶⁸⁾。政府の監督を受けながらも正金銀行は、自立性を持つ本来の為替銀行としての業務を行うようになったのである。

正金銀行は御用荷為替制度の廃止後、外国為替銀行としての存続が危くなつた。

正金銀行は1889年10月に、日本銀行と（当時の協議で1,000万円を限度とする）年利2%での外国為替手形再割引契約を締結した⁶⁹⁾。この日本銀行からの低利資金供給によって、同行は外国銀行に対抗して継続的に発展していくことができるようになった。ここに日銀の援助を受けつつ、日本における本来の為替銀行が成立したといえるのである。

注

- 1) 藤村通「七分利付外国公債論」『金融經濟』第142号、1973年10月、21-33ページ。
- 2) 『原六郎翁伝』中巻、67-71ページ。
- 3) 『正金史(附)』甲の1、214-15ページ。
- 4) 『明治財政史』第13巻、968-70ページ。
- 5) 『正金史(附)』甲の1、214-15ページ。
- 6) 同上巻、216-19ページ。
- 7) 同上巻、247-49ページ。
- 8) 同上巻、250ページ。
- 9) 『明治財政史』第9巻、637ページ。
- 10) 同上巻、639、645-53ページ。
- 11) 『正金史(附)』甲の1、280ページ。
- 12) 『正金史(附)』甲の1、280-84ページ。『明治財政史』第9巻、659-79ページ。
- 13) 預入銀行名については『沿革史』第1編、23ページ『明治財政史』第9巻、664、669、676-68、689ページ参照。
- 14) 『正金史』81-82ページ。
- 15) 「明治二十年十月廿五日大臣ヨリ内閣へ提出」『松尾家文書』第60冊の1。伊牟田敏充、前出（『日本経済政策史論』上）、95ページ。
- 16) 『銀行局第十次報告』130ページ。
- 17) 『正金史(附)』甲の1、214-15ページ。
- 18) 『明治財政史』第13巻、966ページ。
- 19) 『銀行局第十次報告』130-36ページ。
- 20) 『正金史』68ページ。
- 21) 『松尾家文書』第60冊の1、伊牟田敏充、前出、94ページ。
- 22) 古沢絢造「明治二〇年代の横浜正金銀行」金融学会編『金融論選集』XXI、1975年、163ページ（同論文は『駒沢大学経済学論集』第5巻第2号に初出）。
- 23) 『正金史』194-95ページ。
- 24) 『明治財政史』第13巻、969ページ。
- 25) 伊牟田敏充、前出、94ページ。
- 26) 『正金史(附)』甲の1、218、252ページ。1887年10月にはリヨン・ロンドン間またはニューヨーク・ロンドン間銀塊回送は手数料が0.1%であった（伊牟田敏充、前出、94ページ）。
- 27) 同上巻、249、283ページ。
- 28) 伊牟田敏充、前出、94ページによれば為替相場上幾分の利益があった。
- 29) 「正金史(附)」甲の1、218ページ。
- 30) 伊牟田敏充、前出、94ページ。

- 31) 『正金史』 68 - 69 ページ。
- 32) 『集成』第11巻の1, 40 ページ。『明治財政史』第9巻, 660 ページ。
- 33) 外資排除については堀江保蔵『外資輸入の回顧と展望』有斐閣, 1950年, 第1章等参照。
- 34) 『正金史(附)』甲の1, 224 - 25 ページ。
- 35) 同上巻, 226 - 27 ページ。
- 36) 同上巻, 287 ページ。『沿革史』第1編, 21 - 22 ページ。
- 37) 同上巻, 292 - 93, 97 ページ。
- 38) 同上巻, 298 ページ。
- 39) 同上巻, 298, 300 ページ。『沿革史』第1編, 24 ページ。
- 40) 同上巻, 300 - 01 ページ。
- 41) 伊牟田敏充, 前出, 95 ページ。
- 42) 『松尾家文書』第60巻の29。古沢紘造, 前出(『金融論選集』XXI), 141 ページ。
- 43) 『正金史(附)』甲の1, 294 - 97 ページ。
- 44) 「正金銀行倫敦支店ニテ逆為替ノ為メ1ヶ年五十万磅迄資用セシムル事及利子割合ノ内伺書案」(『松尾家文書』第60冊の59)。
- 45) 『横浜正金銀行史』88 - 89 ページ。
- 46) 東京銀行本店調査部(新井真次稿)『正金為替資金の史的発展(その1)』10 ページ。
- 47) 石井寛治「金融構造」大石嘉一郎編『日本産業革命の研究』上, 東京大学出版会, 1975年, 98 ページ。
- 48) 『正金史(附)』甲の1, 298 - 99, 302 - 03 ページ。
- 49) 『正金史(附)』甲の1, 306 - 08 ページ。
- 50) 『原六郎翁伝』中巻, 94 - 101, 106 ページ。古沢紘造, 前出(『明治期日本特殊金融立法史』) 90 - 95 ページ。
- 51) 『正金史(附)』甲の1, 286 - 88 ページ。
- 52) 古沢紘造, 前出(『立法史』) 95 ページ。
- 53) 『正金史(附)』甲の1, 315 - 58 ページ。『原六郎翁伝』中巻, 113 - 16 ページ。
- 54) 水沼知一「横浜正金銀行の外国為替・貿易金融の展開」『横浜市史』第4巻下, 1968年, 669 - 71 ページ。古沢紘造, 前出(『立法史』) 97 - 99 ページ。
- 55) 「正金銀行條例発布せらる」『東京経済雑誌』第376号, 1887年7月16日, 74 - 77 ページ。
- 56), 57) 伊牟田敏充, 前出, 80 - 83 ページ。
- 58) 『正金史(附)』甲の1, 292 ページ。
- 59) 伊牟田敏充, 前出, 85 - 87 ページ。
- 60) 『正金史(附)』甲の1, 293 ページ。
- 61) 同上巻, 303 - 06 ページ。『正金史(附)』乙巻, 66 ページ。『正金史』 104 ページ。
- 62) 『原六郎翁伝』中巻, 108 - 09 ページ。なお第一国立銀行も1887年4月にプレミアム付倍額増資を決定している(加藤俊彦「第一国立銀行」加藤俊彦・大内力編著『国立銀行の研究』勁草書房, 1963年, 55 ページ)。
- 63) 『正金史』 89 ページ。
- 64) 横浜正金銀行「半季報告」。
- 65) 伊牟田敏充, 前出, 87 ページ。
- 66) 同上論文, 89 - 91 ページ。直輸出御用荷為替を1887年度で廃止することを大蔵省が正金銀行に内諭したことに対し, 正金銀行や直輸出業者は反対し, 農商務省もかれらを支持した(海野福寿, 前出『横浜市史』第3巻上, 685 ページ)。

67) 古沢紘造, 前出(『金融論選集』XXI) 142ページ。『松尾家文書』第60冊の29。

68) 『正金史』 116-17ページ。

69) 同上書, 113-16ページ。

(追記) 本稿脱稿後に、加藤俊彦「第二次大戦後の横浜正金銀行の史的研究」(同編『日本金融論の史的研究』東京大学出版会 1983年) が出された。同論文は横浜正金銀行の研究史をよく整理しているので参照されたい。

技術の移転・変容・開発—日本の経験 プロジェクト 研究報告

○ 英語版既刊

総 括

- 日本における技術の移転・変容・開発 林 武
A Selected Bibliography on Socioeconomic Development of Japan: Part 1
- I 技術と都市社会
 - 伝統産業技術と職人の役割 古屋野正伍
 - 都市居住における適応技術の展開 "
 - 「東京史」研究の方法論序説 石塚 裕道
 - 都市下層社会と「細民」住居論 "
 - 東京の都市スラムと公衆衛生問題 "
 - 戦前の東京における町内会 中村 八朗
 - 町内会の組織と運営上の問題点 "
 - 電気事業の濫觴と展開過程 "
 - わが国における上水道の発達 小菅 伸彦
 - 金沢金工の系譜と変容 田中 喜男
 - 地方都市の下層民衆と民衆暴動 橋本 哲哉
 - 新潟県の金属加工産業
 - 戦前東京の都市下層
 - 日本資本主義の生成と不動産業
 - 近代日本都市計画関連年表
- II 技術と農村社会
 - 灌溉システムと地域農業 玉城 哲
 - 水利と指導者たち 旗手 熨
 - 淡河川・山田川疎水の成立過程 "
 - 土地改良投資と農業経営 今村奈良臣
 - 都市化と地域農業の展望 "
 - 経済蓄積の形態と社会変化 友松 孝
 - 溜池と社会形成 "
 - 土地の商品化と貨幣の記号化 "
 - 新開地における社会形成と農協 "
 - 波田堰における水利構造 堀井 健三
 - 溜池灌漑地帯の農業生産と水利 永田恵十郎
 - 電気灌漑事業と地域社会 陣内 義人
 - クリーク農業の展開過程 八木 宏典
 - 生産組織の展開と水田の集落的利用 矢崎 俊治
 - 私の農民教育の実践 浪江 康

III 鉄 鋼 と 鉄 道

- 日本鉄鋼技術の形成と展開 飯田 賢一
- 近代鉄鋼技術の発展と労働力 "
- 日本鉄鋼業と「南洋」鉄鋼資源 奈倉 文二
- 日本の工業化と輸送 山本 弘文
- 鉄道時代の道路輸送
- 日本における道路技術の発達 I 石井 一郎
- 日本における道路技術の発達 II "
- 日本における内陸水運の発達 増田 広実
- 殖産興業政策と野蒜築港 "
- 鉄道導入と技術自立への展望 原田 勝正
- 鉄道技術の自立と規格化の進行 "
- 地域社会からみた鉄道建設 青木 栄一
- 軽便鉄道の発達 "
- 都市化の進展と鉄道技術の導入 "

IV 繊 維 产 業

- 綿業における技術移転と形態 加藤幸三郎
- 綿業における技術の変容と開発 泉 武夫
- 蚕品種の改良と普及伝播 清川 雪彦
- The Growth of Cotton-spinning Firms and Vertical Integration 米川 伸一

V 雜 貨 产 業

- 明治初期のガラス工業の系譜 菊浦 重雄
- わが国ボタン産業史の一齣 武知 京三
- わが国掛時計製造の展開と形態 "
- 都市型中小工業の農村工業化 竹内 常善
- 形成期のわが国自転車産業 "
- 眼鏡産業の発達 上田 達三
- 自転車産業の発達 "

VI 鉱 产 業

- 伝統的鉱業技術の体様 佐々木潤之介
- 日本における在来技術と社会 "
- 近代技術導入と鉱山業の近代化 吉城 文雄
- 日本石炭業の技術と労働 村串仁三郎
- 満州への石炭業技術移転と労働力 "
- 北海道石炭業の技術と労働 春日 豊

VII 地域

- 北海道開発と技術移転

関清秀・谷内達
高橋 萬右衛門

VIII 技術移転と金融制度

- 私営質屋の展開と政策対応

公益質屋制度の導入と展開

金本位制下の在外正貨

外国為替銀行の成立

朝鮮における金融組合

無尽業の存立基盤とその変質

郵便貯金の発展とその諸要因

IX 技術と経営組織

- 同族企業における所有と経営

近代日本同業組合史論序説

わが国における会社法制の形成

和装織物産業における在来技術と外

来技術

財閥経営者とキリスト教社会事業家I

財閥経営者とキリスト教社会事業家II

明治初期紡績業の労務管理の形成

渋谷 隆一

"

斎藤 寿彦

"

波形 昭一

麻島 昭一

迎 由理男

安岡 重明

藤田貞一郎

小橋 一郎

岩下 正弘

瀬岡 誠

"

千本 晓子

X 生活関連産業

食における日本の近代化

大塚 力

製粉・製油業の近代化

笹間 愛史

衣服産業のはじめ

中込 省三

XI 公害

- 技術導入の社会に与えた負の衝撃

宇井 純

足尾銅山の技術と経営の歴史

星野 芳郎

足尾銅山鉱毒事件

東海林吉郎

足尾銅山山元における鉱害

飯島 伸子

- 足尾銅山の鉱毒問題の展開過程

菅井 益郎

XII 経済思想

移植型大工業と在来産業

長 幸男

中小企業経営者の思想

中村秀一郎

XIII 技術移転と商社の役割

The General Trading Companies :

A Comparative and Historical Study 米川 伸一